

 $\circ$ 

0

# 愛媛県報

発行 愛媛 場

第1343号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月29日金曜日	第1343号
---------------	--------

	$\Diamond$	Ħ		八	$\Diamond$		
		規		則			
愛媛県議会の議員	その作	也非常勤	の職員	員の	公務?	災害補償等に関	
する条例施行規則	の一き	邬を改正	する	規則			379
愛媛県職員等表彰	規則の	の一部を	改正	する	規則.		380
愛媛県議会議員及	び愛奴	爰県知事	の資	産等	の公	開に関する条例	
施行規則の一部を	改正?	する規則					380
愛媛県男女共同参	画推過	生条例施	行規則	訓			380
愛媛県立歯科技術	専門等	学校運営	規則	等の	一部	を改正する規則	381
愛媛県立衛生環境	研究戶	听の使用	及び位	使用	料に	関する規則の一	
部を改正する規則							381
栄養士法施行細則	の一き	部を改正	する	規則			382
栄養改善法施行細	則の-	一部を改	正す	る規	則		384
愛媛県母子及び寡	婦福祉	业法施行	細則(	カー	部を	改正する規則	384
愛媛県林業改善資	金貸信	寸規則の	一部	を改	正す	る規則	384
愛媛県土地改良法	施行約	囲則の一	部をi	改正	する	現則	386
愛媛県漁船法施行	細則の	の一部を	改正	する	規則.		387
小型船舶の船籍及	び総	トン数の	測度	こ関	するi	敗令施行細則の	
一部を改正する規	則						388
愛媛県界谷川水門	操作規	現則					388
愛媛県立都市公園	条例放	<b>施行規則</b>	の一 <del>i</del>	部を	改正	する規則	389
愛媛県地域改善対	策奨等	学金等貸	与条件	列施	行規則	則を廃止する規	
則							389
愛媛県県民文化会	館使月	用規則の	一部	を改	正する	る規則	389
		告		示			
						_	
愛媛県個人情報保							
る開示請求をする							390
瀬戸内海環境保全							
許可申請の概要							390
瀬戸内海環境保全							
の変更の許可申請	の概要	要					394
特定化学物質の環	境への	の排出量	の把	屋等	及び	管理の改善の促	
進に関する法律第							
子計算機の指定							395
愛媛県立さつき寮	~	20 IT 22	HI- VX				396
愛媛県地方改善事							
地籍調査の成果の							
新たな土地改良事							
町営土地改良事業							
農地保有合理化事							
愛媛県林業構造改					-		
保安林の指定(2	,						
解除予定保安林に							
保安林の指定施業							
漁業免許の内容等							
公有水面埋立免許	•	•					
港湾施設の概要							
愛媛県管理港湾区							413
愛媛県が管理する							
部改正							
道路の区域変更(	一般国	国道 317	号外	)			414

道路の供用開始( " )	414
道路の供用開始(県道串中山線)	415
道路の区域変更(県道池田中山線)	415
道路の供用開始 ( " )	415
開発行為に関する工事の完了	415
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)	416
道路の位置の指定	416
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告	416
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	416
教育委員会規則	
愛媛県立図書館管理規則等の一部を改正する規則	417
愛媛県生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則	417
愛媛県県立学校管理規則及び愛媛県教育職員の免許に関する	
規則の一部を改正する規則	417
教育委員会告示	
愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭によ	
る開示請求をすることができる個人情報	417
人事委員会規則	
公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正す	
る規則	418
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する	
規則	
職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	421
公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する	420
規則	426
人事委員会告示	
愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭によ	
る開示請求をすることができる個人情報	426
へき地等学校の指定の一部改正	427
公営企業管理規程	
愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程	427
公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程	427
愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規	
程	427
雑報	
環境影響評価書について	428
海区漁業調整委員会指示(2件)	428

# ○愛媛県規則第11号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め る。

則

規

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第44号)の一部を 次のように改正する。

第7条の2第1号中「監獄」の下に「(少年法(昭和23年 法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑 を執行する場合における当該少年院を含む。)」を加え、同 条第2号中「(昭和23年法律第168号)」を削る。

様式第3号6看護料の欄中

Γ	看護婦		年	月	日から			
	付添婦					日間	を	
	その他		年	月	日まで		ر	
Γ	年	月	日から	日間	看護師(	 D資格   	に改め	5
	年	月	日まで	ЦΙΘ	有	無	]	•

、同様式13訪問看護医療費請求明細の欄中「保健婦、保健士 、看護婦、看護士」を「保健師、看護師」に、「准看護婦、 准看護士」を「准看護師」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式 第3号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例施行規則様式第3号の規定により提出された書類と みなす。

#### ○愛媛県規則第12号

愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県職員等表彰規則の一部を改正する規則

愛媛県職員等表彰規則(昭和54年愛媛県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

# 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県規則第13号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条 例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年愛媛県規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第2号1中

г			1
'	分	土地等の事業・雑所得	
	離	短期譲渡所得	+
	課	長期譲渡所得	を
	税	株式等の事業・譲渡・雑所得	J
_ :			
Г		土地等の事業・雑所得	
	分	短期譲渡所得	
	離		
		長期譲渡所得	に
	課	株式等の事業・譲渡・雑所得	
	税	商品先物取引の事業・維所得	١.
			, ,

改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# ○愛媛県規則第14号

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則を次のように定める

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県男女共同参画推進条例(平成14年愛媛県条例第10号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛媛県男女共同参画会議の委員)

- 第2条 愛媛県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)の委員(以下「委員」という。)は、再任されることができる。
- 2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができない と認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員た るに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免 することがある。

(会長及び副会長)

- 第3条 参画会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、参画会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 参画会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 参画会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。 (参考人)
- 第5条 参画会議は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)

第6条 参画会議の庶務は、県民環境部男女共同参画局参画 推進課において処理する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県規則第15号

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規 則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正す る規則

(愛媛県立歯科技術専門学校運営規則の一部改正)

第1条 愛媛県立歯科技術専門学校運営規則(昭和46年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部改正)

第2条 愛媛県立伊予三島看護専門学校学則(平成9年愛媛 県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(愛媛県立農業大学校規則の一部改正)

第3条 愛媛県立農業大学校規則(昭和58年愛媛県規則第23 号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

#### 附目

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県規則第16号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。 別表第1 10の部細菌検査の項の次に次のように加える。

 大腸菌検査
 同
 1項目
 1,320円

 嫌気性芽胞菌検査
 同
 同
 1,930円

別表第 1 10の部クリプトスポリジウムオーシスト検査の 項単位の欄中「同」を「1 検体」に改め、同表11の部遊泳用 プール水質基準試験の項試験項目の欄中「遊泳用プール水質 基準試験」の下に「(理化学試験)」を加え、同項検体の量 の欄中「及び滅菌瓶入り0.1 リツトル」を削り、同項の次に 次のように加える。

同(細菌検査)	滅菌瓶入   り0.1 リ   ットル	同	1 ,830円
同(消毒副生成物試験)	適当量	1項目	3 ,160円

別表第1 11の部海水浴場水質環境基準試験の項検体の量 の欄中「同」を「1リットル及び滅菌瓶入り0.1リットル」 に改め、同項単位の欄中「同」を「1検体」に改め、同部細 菌検査の項を削り、同部大腸菌群最確数検査の項検体の量の 欄中「同」を「滅菌瓶入り0.1リットル」に改め、同項単位 の欄中「1検体」を「同」に改め、同表17の部アの項使用料 金額の欄中「200円」を「170円」に改め、同部イグの項同 欄中「 1.520円」を「 1.280円」に改め、同部イ(4)の項同欄 中「 1 360円」を「 1 200円」に改め、同部イ(ウ)の項同欄中 「 1,080円」を「 960円」に改め、同部ウの項同欄中「 560 円」を「 480円」に改め、同部オ(ア) a の項試験項目の欄中「 酸素感受性蛍光センサーによるもの」を「抗酸菌分離培養検 査1」に改め、同項使用料金額の欄中「1520円」を「12 80円」に改め、同部オ(ア) b の項試験項目の欄中「その他のも の」を「同2」に改め、同項使用料金額の欄中「1,440円」 を「 1 200円」に改め、同部オ(イ)の項同欄中「 2 640円」を 「 2 240円」に改め、同部カグの項同欄中「 2 560円」を「 2,160円」に改め、同部力(4)の項同欄中「1,280円」を「1 ,120円」に、「1,840円」を「1,600円」に、「2,560円」 を「2,160円」に改め、同部キ(ア)の項同欄中「2,480円」を 「2,080円」に改め、同部キ(イ)の項同欄中「4,480円」を「 3 840円」に改め、同部キ(ウ)の項同欄中「5 360円」を「4 560円」に改め、同部キ(エ)の項同欄中「4,480円」を「3,8 40円」に改め、同表18の部ア(ア)の項同欄中「 170円」を「 1 50円」に改め、同部ア(イ)の項同欄中「 440円」を「 360円」 に改め、同部イの項同欄中「 170円」を「 150円」に改め、 同部ウ(ア)の項同欄中「 400円」を「 330円」に改め、同部ウ (イ)の項同欄中「 640円」を「 560円」に改め、同部工の項同 欄中「2,400円」を「2,080円」に改め、同部力の項同欄中 「2,800円」を「2,400円」に改め、同部キの項同欄中「3 30円」を「 280円」に改め、同表19の部血液血液像の項同欄 中「 230円」を「 200円」に改め、同部血液ヘモグロビン A 1 C の項同欄中「 600円」を「 520円」に改め、同部血液血 液型(ABO式、RH式)の項同欄中「250円」を「220円 」に改め、同部血液クームス試験の項同欄中「380円」を「 320円」に改め、同部血液総ビリルビン、アルブミン、総蛋 白、尿素窒素、クレアチニン、アルカリフォスファターゼ、 尿素、コリンエステラーゼ、 - GTP、中性脂肪、無機成 分等の項同欄中「 120円」を「 100円」に改め、同部血液膠 質反応、クレアチン、グルコースの項同欄中「 120円」を「 110円」に改め、同部血液リン脂質、 - リポ蛋白の項同欄 中「 170円」を「 150円」に改め、同部血液総脂質、遊離脂 肪酸の項同欄中「 190円」を「 160円」に改め、同部血液 H DL - コレステロール、総コレステロール、トランスアミナ ーゼ(GOT、GPT)、P及びHPO₄の項同欄中「200 円」を「 170円」に改め、同部血液総鉄結合能、不飽和鉄結 合能の項同欄中「 210円」を「 180円」に改め、同部血液 C 反応性蛋白の項試験項目の欄中「C反応性蛋白」を「C反応 性蛋白(CRP)定性」に改め、同項使用料金額の欄中「2 00円」を「170円」に改め、同部尿糖定量の項同欄中「110 円」を「90円」に改め、同部尿ポルフィリン定性等の項同欄 中「 120円」を「 110円」に改め、同部尿蛋白定量の項同欄 中「70円」を「60円」に改め、同部糞便へモグロビンの項同

欄中「 480円」を「 400円」に改め、同表20の部ウイルス抗 体価測定の項同欄中「 760円」を「 720円」に改め、同部 H TLV-1抗体(PA法)等の項同欄中「1,040円」を「8 80円」に改め、同部HIV-1抗体(EIA法、PA法)の 項同欄中「 1 440円」を「 1 200円」に改め、同部 H I V -1、2抗体(ΕΙΑ法、ΡΑ法)の項同欄中「1,520円」を 「1280円」に改め、同部HSV特異抗原の項試験項目の欄 中「HSV特異抗原」を「単純ヘルペスウイルス特異抗原」 に改め、同項使用料金額の欄中「 1,600円」を「 1,520円」 に改め、同部HIV抗体(IFA法、ウエスタンブロット法 )の項試験項目の欄中「HIV抗体(IFA法、ウエスタン ブロット法)」を「HIV抗体価精密測定」に改め、同項使 用料金額の欄中「 4,000円」を「 3,440円」に改め、同部 B 型肝炎関連抗原抗体検査(HBs抗原)の項同欄中「350円 」を「300円」に改め、同部同(HBs抗体)の項同欄中「 400円」を「330円」に改め、同部HCV抗体価精密測定の 項同欄中「 1,520円」を「 1,280円」に改め、同表22の部リ ンパ球幼若化検査の項同欄中「3,960円」を「3,200円」に 改め、同部リンパ球サブセット検査の項同欄中「3,600円」 を「2 480円」に改め、同部組織適合性検査(HLA-AB C型)の項の次に次のように加える。

同 (HLA遺伝子 - Aロ ーカス検査)	同	7 ,640円
同 (HLA遺伝子 - Bロ ーカス検査)	同	8 ,350円
同 (HLA遺伝子 - Cw ローカス検査)	同	7 ,840円
同 (H L A遺伝子 - D R B 1 ローカス検査)	同	5 ,910円
同 (H L A遺伝子 - D Q B 1 ローカス検査)	同	5 500円

別表第1 22の部同(HLA-DR型)の項及び同(HLA遺伝子-DR、DQ型別検査)の項を削り、同部同(HLA遺伝子-DRBI型別検査)の項試験項目の欄中「DRBI型別検査」を「DRB1精密検査」に改め、同部同(HLA-MLC検査)の項及び同(HLA-CML検査)の項を削り、同表23の部染色体検査の項使用料金額の欄中「17 200円」を「16 000円」に改め、同部同(分染法)の項同欄中「20 400円」を「19 200円」に改め、同部細胞診検査の項同欄中「1 440円」を「1 520円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県規則第17号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「栄養士法施行規則」を「栄養士法施行令(昭和28年政令第231号。以下「政令」という。)、栄養士法施行規則」に改める。

第2条を削り、第3条中「第1条」を「第1条第1項」に 改め、「別記」を削り、同条を第2条とし、同条の次に次の 1条を加える。

(名簿訂正申請書及び免許証書換え交付申請書の様式)

第3条 政令第3条第1項又は第5条第1項の規定による栄養士名簿の訂正又は栄養士免許証の書換え交付の申請は、 様式第2号によらなければならない。

第4条から第6条までを次のように改める。

(登録抹消申請書の様式)

第4条 政令第4条第1項の規定による栄養士名簿の登録の 抹消申請は、様式第3号によらなければならない。

(免許証再交付申請書の様式)

第5条 政令第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付の申請は、様式第4号によらなければならない。

(免許証返納書の様式)

第6条 政令第6条第5項又は第8条第3項の規定による栄養士免許証の返納は、様式第5号の返納書によつてしなければならない。

様式第1号中「第3条」を「第2条」に改める。

様式第2号中「第4条」を「第3条」に、「栄養士免許証 訂正申請書」を「栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式注2の前に次 のように加える。

1 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号2(2)を次のように改める。

(2) 栄養士免許証の発見

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第	3 문	( 筆 4	冬悶係	١
クメエレンカフ	J –	( >+> ++	オンチリホ	

	栄 養 士 名 タ	簿 登 録 抹 消 申 請 書	
愛 媛 県 知 事	į.	年 月 毀	日
		住 所 氏 名 続 柄	
1 登録番	· 号		
2 登録年	月日	年 月	日
3 登録を 栄養士の			
4 抹消の	理由	死 亡 ・失踪	・その他

栄養士免許証を添付すること。 2

# 附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の栄養士法 施行細則様式第2号の規定による栄養士免許証訂正申請書 は、改正後の栄養士法施行細則様式第2号の規定による栄 養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書とみなす。

#### ○愛媛県規則第18号

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則を次のように定 める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

栄養改善法施行細則(昭和28年愛媛県規則第26号)の一部 を次のように改正する。

第5条の見出しを「(給食状況の報告)」に改め、同条中 「病院にあつては毎月10日までに、その他の施設にあつては 知事が指示した場合において」を「毎年7月15日までに、」 に改め、「、それぞれ」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第19号

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する 規則

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和40年愛媛県規則 第19号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「(第4条関係)」を「(第4条関係) 母 子福祉資金貸付申請者調査書」に、「貸付の」を「貸付けの 」に改め、

民生児童委員 又は母子福祉 協助員の意見

#### を削る。

# 附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県母子及び寡婦 福祉法施行細則様式第3号の規定による書類の用紙は、当 分の間、これを訂正して使用することができる。

#### ○愛媛県規則第20号

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業改善資金貸付規則(昭和51年愛媛県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項を第3号の項とし、同表第5号の項林業 生産高度化資金の種類の欄中「締結して」の下に「当該施業又は」を加え、「委託料の全額を一時に」を「委託料を」に改め 同項貸付金の限度額の欄を次のように改め、同項を同表第4号の項とする。

間伐、保育その他の施業を委託する 場合にあつては、委託料の支払に要す る費用の100分の80

立木の管理を委託する場合にあつて は、当該委託に係る森林1ヘクタール 1年分につき

10,000円

第2条第1項の表第6号の項貸付金の限度額の欄中

「 単線循環式軽架線を設置する場合に

あつては、1セットにつき

施設(いわゆるモノレール)を設置す

「 樹園地作業用けん引車改造型搬出用

ル分)につき

を削り、同項を同表第5号の項とし

及び る場合にあつては、1セットにつき

小径木搬出用といを購入する場合に 2 ,100 ,000円 ,

あつては、1セット(延長 100メート

、同表第7号の項林業生産高度化資金の種類の欄中「又はツイン丸のこ盤」を「、ツイン丸のこ盤、木材乾燥施設、木材防腐 処理施設又は集成材製造施設」に改め、同項貸付金の限度額の欄中「バーカ」の下に「又はツイン丸のこ盤」を加え、

「 ツイン丸のこ盤で農林水産大臣が定 める基準に適合するものを設置する場 合にあつては、1セットにつき

「 木材乾燥施設、木材防腐処理施設又 は集成材製造施設で農林水産大臣が定

を める基準に適合するものを設置する場 に改め、同項を同表第6号の項とし、 合にあつては、当該施設の設置に要す

1 900 000円

1,100,000円」

12 ,000 ,000円」

る費用 100 分の80

同表第8号の項を同表第7号の項とし、同条第2項の表貸付金の限度額の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の

融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同条第3項の表第1号の項林業労働福祉施設資金の種類の欄中「、自動枝打機又は油圧式立木伐倒機」を「又は自動枝打機」に改め、同項中

| 油圧式立木伐倒機を購入す 5年以内(据置 る場合にあつては、1セット 期間2年以内を含につき 3,500,000円 む。)

る場合にあつては、1セット 期間2年以内を含 を削り、同表第5号の項貸付金の限度額の欄中「8,200,000円」

を「 7,500,000円」に改める。

第11条第1項中「第4号」を「第3号」に改める。

様式第1号申請者の概要の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤 の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

様式第2号(その2)を削り、同様式(その3)注1中「第3号」を「第2号」に改め、同様式(その3)を同様式(その2)とし、同様式(その4)注1中「第4号」を「第3号」に改め、同様式(その4)を同様式(その3)とし、同様式(その5)中「施業受委託導入条件整備資金事業計画書」を「施業受委託促進資金事業計画書」に改め、同様式(その5)総括表の欄中

森林	面積	管理委託	管理委託	一括前払金額	1年1ヘクタール当たり
対象森林面積	管理委託面積	契約年数			前払金額
	1)	2	契約金額	3	3 ÷ 2 ÷ 1
ヘクタール	ヘクタール	年	千円	千円	千円

を

			森	木	<b>*</b>	Ī	面	秱	Ę				
対面	象	森	林積	う委	ち 託	施面	業積	う委	ち 託	管面	理積	契約年数	契約金額
		<b>^</b> 5	タール			<b>^</b> /2	タール			ヘク	タール	年	千円

に改め、同欄記載要領中2を3と

- し、1の次に次のように加える。
  - 2 施業委託面積欄は、施業委託契約に基づいて施業を委託する森林の面積を記載すること。

様式第2号(その5)管理を委託する森林の内容の欄中「管理を委託する」を「委託契約に係る」に改め、同様式(その5)事業実施計画(管理委託契約内容)の欄中「管理委託契約内容」を「契約内容」に、

- / / /	<b>~</b> 100 F		> = 0	~ 11 2 11	) 52 [[		~ HU) (M	313111		31 3 H 3	
<u></u>	視	0	回	0	回	0	0	回	0	回	0
步道	開設	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
步道	改良	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
境界·	保全	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
報	告	0	回	回	回		回	回	回	回	回
<u>;(((</u>	視		( <u> </u>								

を

<u>;;;;</u>	視	(		(	<u> </u>	(	回 )	(	回 )	(	<u> </u>	(		(	回 )	(		(	<u> </u>	(	<u> </u>
步道	開設	(	¼k (	(	√-1-K (	,	√-\/ )	(	メートル	(	メートル	(	メートル	(	メートル	(	¼-\# (	(	√-\/ (	(	メ <b>ー</b> トル )
歩道	改良	(	メ <b>-</b> トル )	(	メ <b>-</b> トル (	(	メ <b>-</b> トル )	(	メ <b>-</b> トル )	(	メ <b>-</b> トル )	(	メ <b>-</b> トル (	(	メ <b>-</b> トル (	(	メ <b>-</b> トル (	(	メ <b>-</b> トル )	(	על-ג (
境界	保全	(	回 )	(	回 )	(	回 )	(		(	回 )	(	回)	(	回 )	(		(	回 )	(	
報	告	(	回 )	(	回 )	(	回	(	。回	(	回 )	(	一回	(	回 )	(		(	回 )	(	
下	ĮĮ	(	^クタ <b>ー</b> ル	(	^クタ <b>ー</b> ル	(	ル-タウ (	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル	(	^クタール )	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	クタ <b>ー</b> ル )
除	伐	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル	( ^/;	ル-タウ (	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル	(	^クタール )	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	^クタ <b>ー</b> ル )	(	クタ <b>-</b> ル )
					_																

に改め、同様式(その5)注1

and the second s						
					•	
以上にわたる場合は、そ	それぞれにあ	あん分して	に記載する	こと。		
は、事業費予定額を記載	はすること.					
				以上にわたる場合は、それぞれにあん分して記載する は、事業費予定額を記載すること。	以上にわたる場合は、それぞれにあん分して記載すること。 は、事業費予定額を記載すること。	

中「第5号」を「第4号」に改め、同様式(その5)注2中「青色、」の下に「施業又は」を加え、同様式(その5)注3中「管理委託契約書」を「委託契約書」に改め、同様式(その5)を同様式(その4)とし、同様式(その6)注1中「第6号」を「第5号」に改め、同様式(その6)を同様式(その5)とし、同様式(その7)総括表の欄記載要領2中「並びに」の下に「導入機械施設の」を加え、同様式(その7)注1中「第7号」を「第6号」に改め、同様式(その7)を同様式(その6)とし、同様式(その8)注1中「第8号」を「第7号」に改め、同様式(その8)を同様式(その7)とし、同様式(その9)を同様式(その8)とし、同様式(その10)を同様式(その9)とし、同様式(その11)を同様式(その10)とし、同様式(その12)総括表の欄中「グラウンド」を削り、同様式(その12)を同様式(その11)とし、同様式(その13)を同様式(その12)とし、同様式(その14)を同様式(その13)とする。

様式第5号(裏)林業改善資金借用証書特約条項第1条第3号中「第7号又は第8号」を「第6号又は第7号」に改める。

# 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に貸付けの決定を行った改正前の愛媛県林業改善資金貸付規則(以下「改正前の貸付規則」という。)第2条第1項の表第6号の項に掲げる資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に改正前の貸付規則様式第1号、第2号(その5)、同様式(その7)及び同様式(その12)並びに様式第5号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛県林業改善資金貸付規則様式第1号、第2号(その4)、同様式(その6)及び同様式(その11)並びに様式第5号の規定により提出された書類とみなす。

# ○愛媛県規則第21号

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県土地改良法施行細則(昭和40年愛媛県規則第45号) の一部を次のように改正する。

様式第3号注1(4)イ中「及び第5項の意見を記載した」を「の協議の経過を示す」に改め、同様式注1(4)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 土地改良法第5条第5項の意見を記載した書面 様式第5号注1(4)イ中「及び同法第48条第9項において準 用する同法第5条第3項」を削り、同様式注1(4)中ウをエと し、イの次に次のように加える。
  - ウ 土地改良法第48条第9項において準用する同法 第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第5号注2<sup>(3)</sup>イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改める。

様式第6号注2(2)イ中「及び同法第85条第5項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注2(2)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土地改良法第85条第5項において準用する同法 第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第6号注2(2)に次のように加える。

オ 土地改良法第85条第7項の規定による意見書の 提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し 様式第6号注3中「3の」を「4の」に改め、同様式注3 (2)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改め、

同様式注3(2)に次のように加える。

エ 土地改良法第85条の3第4項において準用する 同法第85条第7項の規定による意見書の提出があ つた場合にあつては、当該意見書の写し

様式第6号注4(1)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改め、同様式注4(1)に次のように加える。

エ 土地改良法第85条の3第4項において準用する 同法第85条第7項の規定による意見書の提出があ つた場合にあつては、当該意見書の写し

様式第6号注5(2)ウ中「同条第4項において準用する」を削り、同様式注5(2)エ中「同条第4項において準用する」を削り、「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改め、同様式注5(2)オ中「同条第4項において準用する」を削り、同様式注5(2)に次のように加える。

カ 土地改良法第85条の3第10項において準用する 同法第85条第7項の規定による意見書の提出があ つた場合にあつては、当該意見書の写し

様式第7号注2(5)イ中「意見を記載した」を「協議の経過を示す」に改める。

様式第9号注2中「2の」を「3の」に改め、同様式注2 (4)イ中「及び同法第48条第9項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注2(4)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 土地改良法第48条第9項において準用する同法 第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第9号注3(5)ウ中「及び同法第48条第9項において準用する同法第5条第3項」を削り、同様式注3(5)中工をオとし、ウの次に次のように加える。

エ 土地改良法第48条第9項において準用する同法 第5条第3項の協議の経過を示す書面

様式第9号注4中「4の」を「5の」に改め、同様式注4

(4)イ及び同様式注 5(6)中「意見を記載した」を「協議の経過 を示す」に改める。

様式第11号注 2(4)イ及び同様式注 3(4)イ中「意見を記載し た」を「協議の経過を示す」に改める。

#### 附制

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第22号

愛媛県漁船法施行細則の一部を改正する規則を次のように 定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県漁船法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県漁船法施行細則(昭和26年愛媛県規則第22号)の一 部を次のように改正する。

第1条中「第3条の2第3項」を「第4条第3項」に改め

第2条第1項中「第3条の2第5項」を「第4条第5項」 に改め、同条第2項中「第3条の2第6項」を「第4条第6 項」に改める。

第3条中「第3条の2第7項」を「第4条第7項」に改め

第4条中「第3条の2第9項」を「第4条第9項」に改め

第5条第1項中「第3条の2」を「第4条」に、「第7条 」を「第8条」に改め、同条第2項中「第3条の2」を「第 4条」に、「しゆん工」を「しゆん工」に、「第7条」を「 第8条」に改め、同条第3項中「第7条」を「第8条」に改 める。

第6条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「掲げ る」を「規定する」に、「添附しなければ」を「添付しなけ れば」に改める。

第7条中「第14条第1項の申請書」を「第17条第1項の申 請」に、「第18条の請求書」を「第21条の請求」に、「第11 条第1項の申請書」を「第11条第1項の申請」に改める。

第8条第1項中「法第11条の2の規定による検認の申請書 」を「省令第11条の2第2項の届出」に、「よるものとし、 省令第11条の2第1項の規定により知事が指定した期日の3 週間前までに提出しなければ」を「よらなければ」に改め、 同条第2項中「の申請」を「の届出」に、「申請者」を「届 出者」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第2条関係 )」に、「または」を「又は」に、「第3条の2第5項」を 「(昭和25年法律第178号)第4条第1項」に、「⑪」を「 回」に改め、「媛漁船建」及び「丸」を削り、「・ ン」を「 トン」に、「および」を「及び」に、「・ メートル ・ メートル ・ メートル」を「 メート メートル× メートル」に、「機関 」を「機関」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第2条関係 )」に、「または」を「又は」に、「第3条の2第5項」を 「(昭和25年法律第178号)第4条第1項」に、「⑩」を「 印」に、「許可番号」を「許可番号

号」に改め、「媛漁船改 第 号」及び「丸」を削り ͺг. トン」を「 トン」に、「およ 「メートル メートル メートル び」を「及び」に、 メートル メートル メートル に、「機関 馬力」 × を「機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第2条関係 )」に、「または」を「又は」に、「第3条の2第5項」を 「(昭和25年法律第178号)第4条第1項」に、「⑩」を「 回」に改め、「媛漁船転」及び「丸」を削り、「・ トン」を「 トン」に、「および」を「及び」に、 「・ メートル ・ メートル」を「 メ ートル× メートル× メートル」に、「機関 馬力」を「機関」に改める。

様式第4号中「第3条の2第8項」を「第4条第6項」に 改め、「媛漁船」及び「丸」を削り、「・ トン」に、「メートル メートル メ

ートル 「メートル メートル メートル に、「機関 馬力」を「機関」に改める。

様式第5号中「第3条の2第9項」を「第4条第9項」に

改め、 媛漁船 改 を削り、「機関 馬力」を「機 転」

関」に改め、「丸」を削り、「製作者」を「製作所」に、

「起工、進水及び の着手及び完成

起工進水及びしゆん工、改造工事の着 手及び完成又は転用の予定期日

建造、改造又は びその調達方法

しゆん工、改造工事 又は転用の予定期日

に改める。

転用に要する費用及

の概要

様式第6号の1中「第7条」を「第8条」に改め、「媛漁 船た、「丸」及び「愛媛県 郡 を削る 村」

様式第6号の2中「次の」を「、次の」に、「第7条」を 「(昭和25年法律第 178 号)第8条」に、「愛媛県漁船法施 行細則」を「、愛媛県漁船法施行細則(昭和26年愛媛県規則 第22号)」に、

Г	建造(改造)許可番号及び年月日	媛漁船第	号	年	月	目
	許可を受けた者又は名称及び住所	愛媛県		郡 市		町 村

Г	建造(改造)許可番号 及 び 年 月 日	第	号	年	月	日
	許可を受けた者の氏名 又 は 名 称 及 び 住 所					

に改め、「丸」を削り、「特殊設備及び直径」を「特殊設備 及び性能」に改める。

様式第7号の1中「第14条」を「第17条第1項」に改め、 「丸」を削る。

様式第7号の3中「第11条」を「第11条第1項」に改め、

村」

「丸」及び「愛媛県 郡 町 を削る。 市 村」

市

様式第8号中「漁船登録検認申請書」を「漁船登録検認届出書」に、「漁船法(昭和25年法律第178号)第11条の2」を「漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)第11条の2第2項」に、「申請します」を「届け出ます」に改め、「丸」を削り、「受ける希望場所」を「受けようとする場所」に改め、「愛媛県 郡 町 を削る。

# 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)

市

- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県漁船法施行細則(以下「旧規則」という。)様式第1号から様式第8号までの規定により提出され、又は交付している書類は、改正後の愛媛県漁船法施行細則様式第1号から様式第8号までの規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則様式第5号、様式第6号の1及び様式第7号の1から様式第8号までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

# ○愛媛県規則第23号

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則 の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行 細則の一部を改正する規則

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則 (昭和31年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する

題名を次のように改める。

#### 小型漁船の総トン数の測度に関する政令施行細則

第1条から第6条までを削り、第7条第1項中「政令第2条第2項(政令第3条第2項において準用する場合を含む。)及び第9条」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下「政令」という。)第1条第1項」に改め、「検査又は」を削り、同条第2項中「検査又は」を削り、「省令第1条第1項の規定による船籍票交付申請書若しくは省令第3条第1項の規定による船籍票書換申請書又は愛媛県漁船法施行細則(昭和26年愛媛県規則第22号)第5条第2項の規定による漁船認定申請書を提出し、これと同時に省令第9条第1項」を「小型漁船の総トン数の測度に

関する省令(昭和28年運輸省令第46号。以下「省令」という。)第1条第1項」に、「小型船舶総トン数測度申請書を」を「小型漁船総トン数測度申請書に当該申請に係る小型漁船の諸元を記載した書面その他の総トン数の測度に関し知事が必要と認める書面を添付して」に改め、同条第3項中「検査又は」を削り、同条第4項を削り、同条を第1条とし、第8条を第2条とする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

#### 附則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 小型船舶の登録時に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成13年政令第383号)附則第2条第1項に規定する船籍票受有現存船に係る改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令施行細則第1条から第7条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の適用については、同項に規定する日までの間は、なお従前の例による。

# ○愛媛県規則第24号

愛媛県界谷川水門操作規則を次のように定める。 平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県界谷川水門操作規則

(趣旨)

第1条 この規則は、界谷川における室川からの洪水の逆流を防止するため、界谷川水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(水門の操作)

- **第2条** 水門は、次の各号に定めるところにより操作するものとする。
  - (1) 通常の場合においては、水門に設置している主ゲート (以下「主ゲート」という。)を全閉しておくこと。
  - (2) 洪水時において水門の上流の水位が下流側の水位より 高くなったときは、主ゲートを全開すること。
  - (3) 主ゲートを全開している場合において、界谷川の下流側から逆流が始まったときは、主ゲートを全閉すること
- 2 前項の場合において、通常の場合とは洪水時以外において事故、清掃その他やむを得ない事情があり水門を操作する場合を除いたときを、洪水時とは水門に設置しているフラップゲートから界谷川の流水を流下させることが不可能となるほど出水したときをいう。
- 3 第1項の場合においては、水門の上流及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(水門の操作の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、事故、清掃その他やむを 得ない事情があるときは、必要な限度において水門を操作 することができるものとする。

(水門の操作に関する記録)

- **第4条** 水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録して おくものとする。
  - (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
  - (2) 気象及び水象の状況

- (3) 操作した主ゲートの開度
- (4) 操作を行った者の氏名
- (5) 前条の規定により操作を行ったときは、その理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項 (洪水警戒体制の実施)
- **第5条** 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水 警戒体制に入るものとする。
  - (1) 水門に設置している水位計による水位が0.95メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき。
  - (2) 松山地方気象台から西条市方面に降雨に関する注意報 又は警報が発せられたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、必要と認められるとき。 (洪水警戒体制における措置)
- **第6条** 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置を採るものとする。
  - (1) 水門を適切に管理することができる要員を配置すること。
  - (2) 水門及び水門を操作するために必要な機械、器具等の 点検(予備電源設備の試運転を含む。)及び整備を行う こと。
  - (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を行うこと。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、水門の管理上必要な措置 (洪水警戒体制の解除)
- **第7条** 洪水警戒体制は、第5条各号に掲げる状況が終わったとき、又は発生するおそれがなくなったときに解除するものとする。

(水門の点検及び整備)

第8条 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等は、雨期においては毎日1回以上、その他の時期においては10日ごとに1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(日報等)

**第9条** 水門の管理に関する事項については、日報、月報及び年報を作成し、これを保存するものとする。

**第10条** この規則に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県規則第25号

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1道後公園の部中球戯場の項の次に次のように加える。

駐車場 終 日

別表第2第5号南予レクリエーション都市公園の部御荘プールの項金額の欄中「4,940,090円」を「5,796,400円」に 改める。

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第26号

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する 規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止 する規則

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則(昭和57年 愛媛県規則第38号)は、廃止する。

# 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 平成14年3月31日において高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、現に廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例(以下「旧条例」という。)の規定により地域改善対策奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けている者に係る当該奨学金の貸与については、廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条、第6条から第8条まで、第15条第4号から第8号まで及び第16条並びに様式第3号から様式第5号までの規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 旧条例の規定により貸与を受けた奨学金及び地域改善対策通学用品等助成金の返還については、旧規則第6条第3項、第9条から第13条まで、第15条第6号及び第9号から第12号まで並びに第16条並びに様式第3号、様式第4号及び様式第6号から様式第9号までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

# ○愛媛県規則第27号

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則

愛媛県県民文化会館使用規則(昭和60年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2照明設備の部57の項中「500ワット 1台 200」

を 500ワット 1 台 200 750ワット 1 台 200 に改める。

# 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

# ○愛媛県告示第 701 号

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第 25条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることが できる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施 行する。

口頭による開示請求をすることがで 口頭による開示請 口頭による開示

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

HIMICO O DID	に開かてクロころで	TIME CO DIVININ	HIMICO ONIA
きる個人情報の		求をすることがで	請求をすること
試験等の名称	開示する内容	きる期間	ができる場所
愛媛県職員(	総合得点及び総合順	合格発表の日から	総務部人事課
選考職)採用	位	1月間	
試験			
愛媛県臨時職	総合得点及び総合順	合格発表の日から	総務部人事課(
員採用試験	位	1月間	地方局が実施し
			た採用試験にあ
			っては、当該地
			方局の総務調整
田毛小林籽丽	無口則復上及が必合	△投撃≠の□から	課)
甲種火薬類取	課目別得点及び総合	合格発表の日から	県民環境部消防
扱保安責任者	得点 	1月間	防災安全課 
試験、乙種火			
薬類取扱保安			
責任者試験及			
び丙種火薬類			
製造保安責任			
者試験			
狩猟免許試験	知識試験及び技能試	合格発表の日から	地方局産業経済
	験の得点並びに適性	1月間	部林業課、伊予
	試験の結果		三島林業課、丹
			原林業課、久万
			林業課、大洲林
			業課、宇和林業
			課又は御荘林業
			課のうち、開示
			請求をする者が
			受験した試験場
			の所在地を管轄
			する課
歯科技工士試	科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部保健
験	得点	1月間	福祉課
愛媛県立歯科	一般入学試験にあっ	合格発表の日から	愛媛県立歯科技
技術専門学校	ては科目別得点及び	1月間	術専門学校
入学試験	総合得点、推薦入学		
	試験にあっては小論		
	文の得点及び総合得		
	点		
薬種商販売業	<u>ハー</u>   科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部薬務
認定試験	得点	1月間	衛生課
毒物劇物取扱	科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部薬務
者試験	得点 科尼刚得 5.7.7.4.4.4.4	1月間	衛生課
クリーニング	科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部薬務
師試験	得点	1月間	衛生課
製菓衛生師試	科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部薬務
験	得点	1月間	衛生課
調理師試験	科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部薬務
	得点	1月間	衛生課
ふぐ取扱者試	科目別得点及び総合	合格発表の日から	保健福祉部薬務
験	得点	1月間	衛生課
		合格発表の日から	
准看護師試験	科目別得点及び総合		保健福祉部健康
	得点	1月間	増進課
愛媛県立伊予	一般入学試験にあっ	合格発表の日から	愛媛県立伊予三
愛媛県立伊予 三島看護専門		合格発表の日から 1月間	愛媛県立伊予三 島看護専門学校
	一般入学試験にあっ		

ı	1	ı	ı
	試験にあっては小論		
	文の得点及び総合得		
	点		
保育士試験	科目別得点	合格発表の日から	保健福祉部児童
		1 年間	福祉課
愛媛県立保育	科目別得点、面接試	合格発表の日から	愛媛県立保育専
専門学校入学	験得点及び総合得点	1月間	門学校
試験	並びに順位		
愛媛県立医療	科目別得点及び総合	合格発表の日から	愛媛県立医療技
技術短期大学	得点並びに順位	1月間	術短期大学
一般入学試験			
愛媛県立高等	筆記試験の科目別得	合格発表の日から	愛媛県立高等技
技術専門校入	点及び総合得点	1月間	術専門校
校選考			
職業訓練指導	科目別得点	合格発表の日から	経済労働部労政
員試験		1月間	雇用課
技能検定	科目別得点	合格発表の日から	経済労働部労政
		1月間	雇用課
愛媛県立農業	科目別得点及び総合	合格発表の日から	愛媛県立農業大
大学校入学試	得点並びに面接試験	1月間	学校
験	の総合得点		
海外派遣農業	学力試験の得点	選考発表の日から	農林水産部農業
研修生選考		1月間	経営課
改良普及員資	筆記試験の項目別得	合格発表の日から	農林水産部農業
格試験	点及び口述試験の評	1月間	経営課
	価		
農薬管理指導	得点	合格発表の日から	農林水産部農業
士認定試験		1月間	経営課
農業機械利用	学科試験の得点及び	合格発表の日から	農林水産部農業
技能者技能検	実技試験の合否	1月間	経営課
定試験			
家畜人工授精	科目別得点	合格発表の日から	農林水産部畜産
師養成講習会		1月間	課
修業試験			
林業改良指導	科目別得点及び総合	合格発表の日から	農林水産部林業
員資格試験	得点	1月間	政策課
砂利採取業務	科目別得点及び総合	合格発表の日から	土木部土木管理
主任者試験	得点	1月間	課
採石業務管理	科目別得点及び総合	合格発表の日から	土木部土木管理
者試験	得点	1月間	課

# ○愛媛県告示第 702 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新 居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学工業株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5番33号 代表取締役 米倉 弘昌
- 2 工場・事業場の名称及び所在地 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区 新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 溶媒留去分離液ドラム

特	定	施	設	の	種	類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第 188 号。以下「政令」という。)別 表第 1 第37号 ロ分離施設
特	定	施	設	Ø	能	カ	1 日当たり16トン処理

工事の着工	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	平成15年 1 月31日
使用開始の	予定年月日	平成15年2月1日
特定施設の侵	使用時間間隔	連続
特定施設の1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常 7.0~11.0
ら排出され	<sub>振及(小系</sub> 指数)	最大 7.0~11.0
る汚水等の	化学量 要求量 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 578
値		最大 578
	浮遊物質量 (単位 1	通常 10
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 10
	全窒素(単 位 1リッ	通常 1
	トルにつき ミリグラム)	最大 1
	全燐(単位 1 リット	通常 0.01
	ルにつきミ リグラム)	最大 0.01
汚水等の1日	当たりの量	通常 0.2
(単位 立方	ラメートル)	最大 72

# (2) 蒸留留出液分離器

特定施言	殳の種類	政令別表第1第37号 口分離施設
特定施言	ひの能力	1日当たり40 .1トン処理
工事の着工	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	平成15年 1 月31日
使用開始の	予定年月日	平成15年 2 月 1 日
特定施設の係	使用時間間隔	連続
特定施設の1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水 濃 指 化要位トミ 素 度 数 学求 ルリ オ 水 酸 (リつラ 質 ルリ カ	通常 9.0~10.0 最大 7.0~10.0 通常 43.000 最大 43.000 通常 10 最大 10

全窒素(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 5 800 最大 5 800
全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 19 2 最大 23 0

# (3) 廃触媒抜出フィルター

特定施言	殳の種類	政令別表第1第37号 八ろ過施設
特定施言	殳の能力	1 日当たり10トン処理
工事の着工	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	平成15年 1 月31日
使用開始の	予定年月日	平成15年2月1日
特定施設の個	使用時間間隔	連続
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無 し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 70~90 最大 70~90
る汚水等の 汚染状態の 値	化学 要 位 位 1 リ い に つ き リ リ ラ き リ ッ き フ リ ラ き り り り り り り り り り り り り り り り り り り	通常 500 最大 500
	デザー   デザ	通常 5 0~10 0 最大 5 0~10 0
	全窒素 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	日当たりの量	通常 4 最大 10

# (4) トルエン回収塔

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第 1 第37号
特 定 施 設 の 能 力	1 日当たり339トン処理
工事の着工予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成15年 1 月31日
使用開始の予定年月日	平成15年 2 月 1 日

特定施設の使用時	間間隔	連続	Ē
特定施設の1日当た 用時間	:りの使	24時間	
特定施設の使用の季 動の概要	節的変	無し	,
海には、 ・ では、 ・	、  的量1にグ  物位トミ) 素1 に酸(リつラ)質 ルリ (リつラ素 エリー(リつ素単ッき) 量1にグ 単ッき	最大	2 ,000 5 ,0 ~ 10 ,0 5 ,0 ~ 10 ,0 650
全燐 1 ルに	グラム) (単位 リット つきミ ラム)		0.01
汚水等の1日当た! (単位 立方メー		通常 最大	267 320

# (5) ラクタム脱水塔

特定施言	殳の種類	政令別表第 1 第37号			
特定施言	殳の 能力	1 日当たり243トン処理			
工事の着工	予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成	予定年月日	平成15年 1 月31日			
使用開始の	予定年月日	平成15年 2 月 1 日			
特定施設の値	吏用時間間隔	連続			
特定施設の1 用時間	日当たりの使	24時間			
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し			
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水 濃 指 化要位トミ 浮(リつラ 全位トミ素 度 数 学求 ルリ 遊単ッきム 窒 ルリイ ( ) 的量1にグ 物位トミ)素 1 にグオ 水 酸(リつラ質 ルリ ( りつ ハン素 素単ッき)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0 通常 240 最大 240 通常 10 最大 10 通常 335 最大 335			
	ミリグラム) 全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 0.01 最大 0.01			

汚水等の1日当たりの量		
(単位 立方メートル)	最大 11.3	

# (6) 排水処理ベントガス洗浄塔

特定施言	 殳の種類	政令別表第1第37号 夕廃ガス洗浄施
1寸 Æ ル 。		設
特定施言	ひの能力	1日当たり12トン処理
工事の着工	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	平成15年 1 月31日
使用開始の	予定年月日	平成15年 2 月 1 日
特定施設の値	使用時間間隔	24時間連続
特定施設の1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水 濃 指 化要位トミ 浮(リつラ 全位トミ 全 ルリ 紫 度 数 学求 ルリ遊単ッきム窒 ルリ 燐 1 にイ ( ) 的量1にグ物位トミ)素 1 にグ (リつラ質 ルリ (リつラ 単ッきン素 素単ッき)量1にグ 単ッき)位トミン素	通常 40~60 最大 40~100 通常 0.1 最大 30 通常 50~100 最大 50~100 通常 170 最大 225 通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1	<u>リグラム)</u> ∃当たりの量	通常 42
	ラメートル)	最大 50

# (7) 再生廃ガス洗浄塔

特定施設の種類	政令別表第 1 第37号 タ廃ガス洗浄施 設			
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり51 6トン処理			
工事の着工予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	平成15年 1 月31日			
使用開始の予定年月日	平成15年2月1日			
特定施設の使用時間間隔	連続			
特定施設の1日当たりの使 用時間	24時間			
特定施設の使用の季節的変 動の概要	無し			

特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常	7 0~8 0
ら排出され	振及(小系 指数)	最大	7.0~8.0
る汚水等の	化学的酸素		
汚染状態の	要求量(単位 1リッ	通常	25
値	トルにつき ミリグラム)	最大	30
	浮遊物質量   (単位 1   リットルに	通常	10
	ックールに つきミリグ ラム)	最大	10
	全窒素(単位 1リッ	通常	435
	トルにつき ミリグラム)	最大	522
	全燐(単位 1 リット	通常	0 .01
	ルにつきミ リグラム)	最大	0 .01
汚水等の1	日当たりの量	通常	33 6
(単位 立方メートル)		最大	33 .6

# 4 汚水等の処理施設に関する事項

# (1) 分離排水処理槽

着手予定	全年月日	許可後直ちに				
完成予算	全年月日	平成15年 1 月31日				
使用開始の	予定年月日	平成15年2月1日				
処理施設	设の種類	化学処理				
処理施設	みの型式	分離排水処理槽				
処理 施 討	段 の 構 造	ステンレス				
処理施設の主 メートル)	要寸法(単位	直径 2.43 高さ 4	5			
処 理 施 討	みの能力	1日当たり350トン				
汚水等の処	0.理の方式	化学処理				
処理施設の優	使用時間間隔	連続				
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間				
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し				
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後			
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~11.0 通常 1.0~2.0 最大 7.0~12.0 最大 1.0~2.0				
汚染状態の値	化 学 報 り 量 り し り し り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り う こ り う し う ら り う り う り う り う り う り う り う り う り う	通常 1 ,850 通常 1 ,800 最大 2 ,000 最大 1 ,950				
	浮遊物質量 (単位 1 リットリク ラム)	通常 5~10 最大 5~10	通常 5~10 最大 5~10			

全窒素(草位 1リ	'圣一 CEO	通常 450
トルにつる ミリグラム	取入   ,100	最大 1,100
全燐(単位 1 リッ	'圣一 0 01	通常 0.01
ルにつき: リグラム		最大 0.01
汚水等の1日当たりの量	通常 271	通常 273
(単位 立方メートル)	最大 331	最大 333

備考 処理後の汚水等は、過酸化水素分解槽で処理する。

# (2) 過酸化水素分解槽

工事着号	手 年 月 日	許可後直ちに					
工事完质	成 年 月 日	平成15年 1 月31日					
使用開始の	予定年月日	平成15年2月1日					
処理施言	殳の種類	化学処理					
処理施訓	ひの型式	過酸化水素分解槽					
処 理 施 訁	サラス は 登 で	ステンレス					
	要寸法(単位	直径 3.0 高さ 3.	 5				
メートル)							
処理施訓	ひの能力	1日当たり450トン	処理 ————————————————————————————————————				
汚水等の処	<b>処理の方式</b>	化学処理					
処理施設の優	使用時間間隔	連続					
処理施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間					
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し					
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後				
よる処理前	水素イオン	通常 10 20	通常 40 50				
及び処理後	濃度(水素	通常 1.0~2.0	通常 4.0~5.0				
の汚水等の	指数)	最大 1.0~2.0	最大 4.0~5.0				
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常 1,800	通常 150				
値	位 1 リットルにつき トルにつき ミリグラム)	最大 1,950	最大 470				
	浮遊物質量 (単位 1	通常 5~10	通常 5~10				
	リットルに つきミリグ	最大 5~10	最大 5~10				
	ラム)						
	全窒素(単位 1リッ	通常 470	通常 420				
	トルにつき ミリグラム)	最大 1,100	最大 1,100				
	全燐(単位	通党 0 01	通常 0.01				
	1リット ルにつきミ	通常 0.01 最大 0.01	最大 0.01				
`T_1,*** - : -	<u> リグラム)</u>	\Z.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	77. OF 1				
	日当たりの量	通常 273	通常 354				
(単位 立方	ラメートル )	最大 333	最大 430				
構考 処理後の汚水等は、活性汚泥処理施設で処理する。							

# (3) 脱硝装置付堅型加熱炉

工事着	手年月日	許可征	<b>後直ちに</b>				
工事完月	成 年 月 日	平成1	平成15年 1 月31日				
使用開始の	予定年月日	平成1	5年2月1日				
処理施言	殳の種類	燃焼処	<b>心理</b>				
処理施言	殳の 型 式	脱硝	<b></b> 長置付堅型加熱	热炉			
処理施言	殳の構造	鋼鉄					
処理施設の主 メートル)	要寸法(単位	直径	6.775 高さ	31 .85			
処理施言	殳の能力	1時	間当たり23トン	ン処理			
汚水等の処	処理の方式	燃焼処	<b>心理</b>				
処理施設の値	吏用時間間隔	連維	売				
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間					
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	٦				
処理施設に	項目	処	理前	処	理	後	
よる処理前及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常	9 D~10 D	通常	-		
の汚水等の	指数)	最大	7 D~10 D	最大	-		
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常	43 ,000	通常	_		
値   	位 1リッ トルにつき ミリグラム)	最大	43 ,000	最大	-		
	浮遊物質量 (単位 1	通常	5 ~ 10	通常	-		
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	5 ~ 10	最大	-		
	全窒素(単 位 1リッ		5 ,800	通常	-		
	トルにつき ミリグラム)	最大	5 800	最大	-		
	全燐(単位 1 リット	通常	0 .01	通常	_		
	ルにつきミ リグラム)	最大	0 .01	最大	-		
汚水等の1	当当たりの量	通常	19 2	通常	0		
(単位 立)	<b>庁メートル</b> )	最大	23	最大	0		

# (4) 活性汚泥処理施設

設	1	Ē	年	F	₹	日	昭和47年 5 月12日		
処	理	施	設	တ	種	類	生物処理		
処	理	施	設	Ø	型	式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥処理		
処	理	施	設	の	構	造	鉄筋コンクリート		
	処理施設の主要寸法(単位 メートル)				ţ( j	単位	縦 127 横 85 高さ 6.7		

		l			
処理施言	ひの能力	1日	当たり24 ,0003	立方メ-	- トル処理
汚水等の気	処理の方式	活性流	<b>5泥処理</b>		
処理施設の値	連ん	売			
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間	間		
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	J		
処理施設に	項目	処	理前	処	理後
よる処理前及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常	3.0~ 9.0	通常	7.0~8.0
の汚水等の	指数)	最大	2 0~10 0	最大	8 .7
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常	740 .8	通常	183 .7
値   	位 1リットルにつき ミリグラム)	最大	1 ,043 .0	最大	224 0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	468 5	通常	37 .6
	ラットルグ ラム)	最大	939 D	最大	70 D
	全窒素(単 位 1リッ	通常	800	通常	200
	トルにつき ミリグラム)	最大	1 ,000	最大	250
	全燐(単位 1リット	通常	30	通常	10
	ルにつきミ リグラム)	最大	38	最大	13
汚水等の1日	通常	17 ,960	通常	17 ,960	
(単位 立方	5メートル)	最大	24 ,000	最大	24 ,000

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 西総合排水口

汚水等の汚	水素イオン濃度(水素	通常	5 5~8 7
染状態の値	指数)	最大	8 .7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	18 5
	位 「リットルにつき ミリグラム)	最大	35 0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	30 .0
	ラッドルに つきミリグ ラム)	最大	69 0
	全窒素(単 位 1リッ	通常	39 9
	トルにつき ミリグラム)	最大	50 0
	全燐(単位 1リット	通常	5.0
	ルにつきミ リグラム)	最大	7 0
汚水等の1日	日当たりの量	通常	247 ,516
(単位 立方	ラメートル)	最大	327 ,000

# ○愛媛県告示第 703 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第

110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の 日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5番33号 住友化学工業株式会社 代表取締役 米倉 弘昌
- 2 工場・事業場の名称及び所在地 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜地区 新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、二、ホ、第27号イ、ロ、ハ、ヌ、ル、第32号イ、ロ、二、第33号ロ、ハ、ヌ、第35号イ、ロ、ハ、第37号イ、ロ、ハ、二、ホ、ヌ、ヨ、タ、第46号イ、ロ、二、第71の4号、第74号

- 4 変更しようとする事項の内容 汚水等の処理の方法等の変更
- 5 特定施設に関する事項 活性汚泥処理施設

		变	更前	変	更後
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7 ~ 8 8 .7	通常最大	7 ~ 8 8 .7
る汚水等の 汚染状態の 値	化学 要が 位 位 り し い に つ き ミ リ ジ ラ シ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ		188 .6 224 .0	通常最大	183 .7 224 .0
	浮遊物 (単位 リットリ フン ラム)		38 6 70 0	~.,,	37 <i>.</i> 6 70 <i>.</i> 0
	全窒素 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常最大		通常最大	
	全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常最大		通常最大	
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		17 <i>4</i> 96 24 <i>0</i> 00	通常最大	17 ,960 24 ,000

# 6 汚水等の処理施設に関する事項 活性汚泥処理施設

			变,	<b>E</b> 前	变,	更 後
処理施設に	項	目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前	水素イ	オン	通常	通常	通常	通常
及び処理後	濃度(		3 ~ 9	7 ~ 8	3 ~ 9	7 ~ 8
の汚水等の	指数)	小が	最大 2 ~ 10	最大 8 <i>7</i>	最大 2 ~ 10	最大 8 <i>.</i> 7

汚染状態の	化学的酸素	通常	通常	通常	通常
/ <del>+</del>	要求量(単  位 1リッ	754 .1	188 .6	740 &	183 .7
値	トルにつき	最大	最大	最大	最大
	ミリグラム)	1 ,043 .0	224 ,0	1 ,043 ,0	224 .0
	浮遊物質量	通常	通常	通常	通常
	(単位 1	480 4	38 .6	468 5	37 .6
	リットルに  つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	939 .0	70 .0	939 .0	70 .O
	全窒素(単	通常	通常	通常	通常
	位 1リッ	800	200	800	200
	トルにつき	最大	最大	最大	最大
	ミリグラム)	1 ,000	250	1 ,000	250
	全燐(単位	通常	通常	通常	通常
	1リット	30	10	30	10
	ルにつきミ	最大	最大	最大	最大
	リグラム)	38	13	38	13
\		通常	通常	通常	通常
汚水等の1	汚水等の1日当たりの量		17 496	17 ,960	17 ,960
(単位 立方	ラメートル)	最大	最大	最大	最大
(+12 2/		24 ,000	24 ,000	24 ,000	24 ,000

- 7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
  - (1) 西総合排水口

汚水等の汚	項目	変	更前	変	更後
染状態の値   	水素イオン濃度(水素	通常	5 5~8 .7	通常	5 5~8 .7
	指数)	最大	8.7	最大	8 .7
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	18 5	通常	18 5
	レー・シットルにつき ミリグラム)	最大	35 .0	最大	35 .0
	浮遊物質量	通常	30 .0	通常	30 .0
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	69 .0	最大	69 .0
	全窒素(単位 1リッ	通常	39 .9	通常	39 9
	トルにつき ミリグラム)	最大	50 .0	最大	50 .0
	全燐(単位 1 リット	通常	5 .0	通常	5 .0
	ルにつきミ リグラム)	最大	7.0	最大	7.0
汚水等の1 [	日当たりの量	通常	246 ,866	通常	247 ,516
(単位 立方	ラメートル)	最大	327 ,000	最大	327 ,000

(2) 東総合排水口 変更無し。

# ○愛媛県告示第 704 号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第7項の規定により、知事の指定する電子計算機を次のとおり指定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行 独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される愛媛県の使用に係る電子計算機

# ○愛媛県告示第 705 号

愛媛県立さつき寮運営規程(昭和39年6月愛媛県告示第4 95号)の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施 行する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第1項中「要保護女子」の下に「及び配偶者からの暴力を受けた女性」を加える。

第3条中「職員」を「、職員」に、「守り、忠実に更生に 務めなければ」を「守らなければ」に改め、同条に次の1項 を加える。

2 入寮者のうち要保護女子は、忠実に更生に務めなければならない。

#### ○愛媛県告示第 706 号

愛媛県地方改善事業補助金交付規程(昭和36年11月愛媛県告示第920号)は、平成14年3月31日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県地方改善事業補助金交付規程の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# ○愛媛県告示第 707 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第 180 号)第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地	域	調査期間	成果の名称
伊予三島 市	村松町		平成12年度から 平成13年度まで	伊予三島市の 地籍図及び地籍簿

川内町	大字則之内 ・河之内の 各一部	平成12年度から 平成13年度まで	川内町の 地籍図及び地籍簿
津島町	大字高田の	平成12年度から	津島町の
	一部	平成13年度まで	地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成14年3月29日

# ○愛媛県告示第 708 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、西条市下島山土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・宮之裏地区)の施行を平成14年3月20日認可した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 709 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・平松地区)の施行に平成14 年3月20日同意した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# ○愛媛県告示第 710 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農 地合理化法人の名称	変更の承認に係る農地 保有合理化事業の種類	承認年月日
財団法人えひめ農林漁 業担い手育成公社	法第4条第2項第1号 から第4号までに掲げ る事業	平成14年 3 月20日

# ○愛媛県告示第 711 号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程(昭和40年11月愛媛県告示第1037号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第13条中「仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による報告は、事業実施年度の翌年度の6月15日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により行うものとする。ただし、同日までに仕入れに係る消費税等相当額が確定していない場合は、事業実施年度の翌々年度の6月15日までに報告するものとする。

別表第1林業山村活性化林業構造改善事業の部2 産地形成型林業構造改善事業の項及び同部3 資源活用型林業構造改善事業の項を削り、同表経営基盤強化林業構造改善事業の部1 担い手育成型林業構造改善事業の項(1) 経営体育成型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄2及び同目事業の内容の変更の欄2中「別表第2の五の(1)」を「別表第2の三の(1)」に改め、同項(2) 事業体育成型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄2及び同目事業の内容の変更の欄2中「別表第2の五の(2)」を「別表第2の三の(2)」に改め、同部2 木材供給圏確立型林業構造改善事業の項(1) 事業費の目経費の配分の変更の欄2及び同目事業の内容の変更の欄2中「別表第2の六」を「別表第2の四」に改め、同部3 森林活用型林業構造改善事業の項を削り、同表地域林業経営確立林業構造改善事業の部1 地域林業経営集約化型林業構造改善事業の項(1) 事業費の目経費の配分の変更の欄2 及び同目事業の内容の変更の欄2 中「別表第2の円」に改め、同部3 森林活用型林業構造改善事業の項を削り、同表地域林業経営確立林業構造改善事業の部1 地域林業経営集約化型林業構造改善事業の項(1) 事業費の目経費の配分の変更の欄2及び同目事業の内容の変更の欄2中「別表第2の八」を「別表第2の五」に改め、同部2 資源循環利

用推進型林業構造改善事業の項(1) 循環利用推進型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄 2 及び同目事業の内容の変更の欄 2 中「別表第 2 の九の(1)」を「別表第 2 の六の(1)」に改め、同項(2) 間伐促進型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄 2 及び同目事業の内容の変更の欄 2 中「別表第 2 の九の(2)」を「別表第 2 の九の(2)」に改め、同部に次のように加える。

	の交叉の腕と中 別れ者との元の(2)」を	<b>がれる と 0 ) / (0 ) (2 / 1</b>	
3 乾燥材供給体制緊			
急整備特別対策事業			
(1) 木材乾燥施設等			
整備特別対策事業			
ア事業費	1/2以内	  1 事業費総額に係る	1 事業主体の変更
市町村が乾燥		・ 事業員総額に係る	2 別表第2の七の(1)
材供給体制緊急	設及びこれの附帯施設の整備を行う事業に	2 別表第2の七の(1)	に掲げる事業で次に
整備特別対策事		に掲げる事業種目相	掲げるもの
業計画に基づい 業計画に基づい			(1) 事業種目の新設
	2 木材関連業者等の組織する団体を除く事		
て行う乾燥材供	業主体が行う機械及びこれの附帯施設の整 株を行う恵業にあっては、4/10N/中	業費の30パーセント	又は廃止
給体制整備事業	_ 備を行う事業にあつては、4/10以内	を超える流用	(2) 事業種目及び事
に要する経費及			業主体ごとの工種
び市町村を除く			又は施設区分の1
事業主体が乾燥			件の事業費が 500
材供給体制緊急			万円以上のものに
整備特別対策事			ついて
業計画に基づい			ア 事業量の30パ
て行う乾燥材供			ーセントを超え
給体制整備事業			る変更
に要する経費に			イ・主要工事の内
つき市町村が補			容の変更及び施
助する場合にお			設の主要構造又
ける当該補助に			は品目の変更
要する経費			
イ 附帯事務費	1/2以内	1 附帯事務費に係る	
市町村が行う		補助金の増減	
アの事業の実施			
の指導監督に要			
する経費			
(2) 貸付乾燥施設等			
整備特別対策事業			
ア 事業費	1/2以内	1 事業費総額に係る	1 事業主体の変更
市町村が乾燥	│ 1 木材関連業者等の組織する団体が行う施│	補助金の増減	2 別表第2の七の(2)
材供給体制緊急	設及びこれの附帯施設の整備を行う事業に	2 別表第2の七の(2)	に掲げる事業で次に
整備特別対策事	あつては、1/3以内	に掲げる事業種目相	掲げるもの
業計画に基づい	2 木材関連業者等の組織する団体を除く事	互間における当該事	(1) 事業種目の新設
て行う乾燥材供	業主体が行う機械及びこれの附帯施設の整	業費の30パーセント	又は廃止
給体制整備事業	備を行う事業にあつては、4/10以内	を超える流用	(2) 事業種目及び事
に要する経費及			業主体ごとの工種
び市町村を除く			又は施設区分の1
事業主体が乾燥			件の事業費が 500
材供給体制緊急			万円以上のものに
整備特別対策事			ついて
業計画に基づい			ア 事業量の30パ
て行う乾燥材供			ーセントを超え
給体制整備事業			る変更
に要する経費に			イ 主要工事の内
つき市町村が補			容の変更及び施
助する場合にお			設の主要構造又
ける当該補助に			は品目の変更
要する経費			
イ 附帯事務費	1/2以内	1 附帯事務費に係る	
市町村が行う		補助金の増減	
アの事業の実施			
の指導監督に要			
する経費			
	1	i e	1

別表第1木質資源有効利用緊急特別林業構造改善事業の部を削る。

別表第2中三の表及び四の表を削り、五の表を三の表とし、六の表を四の表とし、七の表を削り、八の表を五の表とし、九の表を六の表とし、同表の次に次の1表を加え、別表第2十の表を削る。

- 七 乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業
  - (1) 木材乾燥施設等整備特別対策事業

を燥材供給体制整備事業	事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼	T	立
整備事業 事業 木材乾燥等施設装置 乾燥施設 作業用建物 棟 棟 平方メートル 世ルダー グレーディングマシーン その他 木材乾燥加工用機械 ログローダ 台台 台台 台台 台台 ウェーション・オイルクレーントラック 機械保管倉庫 東の他 本質エネルギー等利用促進施設 木質 選別 大質 源利用ポイラー施設 木質 源利用ポイラー施設 木質 の機料製造施設 チッパーはく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オパイオマス等 式式 台台 中方メートル 東の代 東田建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オガ 教製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促 東京メートル 東京メートル 東京メートル 東京メートル オガ 教皇 地田施設 その他 木質エネルギー等利用促				Α	В	
本材乾燥加工用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他  森林パイオマス等活 用施設整備事業  木質エネルギー等利用促進 施設 木質バイオマス発電施 設 木質資源利用ポイラー 施設 木質質源利用ポイラー 施設 木質質燃料製造施設 チッパー はく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オガ粉製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促 棟 平方メートル 平方メートル 東局料貯蔵庫 オガ粉製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促			木材乾燥等施設装置 乾燥施設 作業用建物 製品保管庫 モルダー グレーディングマシー ン		平方メートが平方メートが台	
施設     木質エネルギー等利用促進施設装置     木質バイオマス発電施設     木質資源利用ボイラー施設     木質燃料製造施設     チッパー はく皮施設     作業用建物			木材乾燥加工用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫	棟	台台台台	L
ログローダ			施設 木質エネルギー等利用促 進施設装置 木質以イオマス発電施設 所質質質調利用ボイラー施設質調料製造施設質が、 大野のでは、大野のいは、大野のは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野のいは、大野	棟	式 式台台平平大	<b>レ</b>

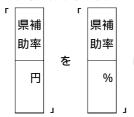
# (2) 貸付乾燥施設等整備特別対策事業

	備	考
	MH	75
乾燥材供給体制   木材乾燥施設等整備   木材乾燥等施設   大材乾燥等施設装置   乾燥施設   作業用建物   東田ルダー   グレーディングマシー   との他   木材乾燥加工用機械   ログローダ   フォークリフト   クレーン   台   台   台   台		

ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他  森林パイオマス等活 用施設整備事業  木質エネルギー等利用促進施設装置 木質パイオマス発電施設 施設 木質質源利用ポイラー 施設 木質燃料製造施設 チッパー はく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オガ粉製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促進 進用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他					
無疑 施設 木質エネルギー等利用促進施設装置 木質バイオマス発電施設 木質源利用ボイラー施設 木質線料製造施設 チッパー はく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 原料貯蔵庫 オガ粉製造用施設 その他 木質エネルギー等利用促進用機械 ログローダ フォークリフトクレーン ホイルクレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 棟 平方メートル		トラック 機械保管倉庫	棟	台	
		施設 大変	棟	式 式台台平平平式 台台台台台 トトトトルルルル	

様式第1号(B)5中「及び議決予算抜粋」を「、議決予算抜粋及び事業主体の消費税の課税方式が分かる資料(直近の消費税及び地方消費税の確定申告書、消費税法(昭和63年法律第108号)第37条第1項の規定に基づく届出書等の写し)」に改める

様式第5号(B) 3 (1)の表及び同様式(B) 3 (2)の表中「市町村付帯事務費」を「市町村附帯事務費」に改め、同様式(B) 3 (3)の表中「市町村付帯事務費」を「市町村附帯事務費」に、



に改め、同様式(B)4中「年度別第 次林業構造改善事業実施計画による」を削る。

様式第8号に次のように加える。

# 別紙

年度林業構造改善事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

X	分	事業主体	事業費	補助金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	補助 率	仕入れに係 る消費税等 相当額	消費税 確定 未確定	備	考	
			円	円		円	%	円				

			l		1	
合	計					
	H.I.					

- 注1 この別紙は、事業主体が消費税法(昭和63年法律第108号)第60条第4項の規定に該当する地方公共団体又は人格のない社団等である場合は、作成する必要がない。
  - 2 補助金の返還が伴う場合は、内訳を別表で添付すること。
  - 3 「課税方式」欄は、仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者である場合にあつては「免税」と、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者である場合にあつては「簡易課税」と、その他の事業者である場合にあつては「課税」と記入すること。
  - 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額の うち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律 第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
  - 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
  - 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行つた場合には「確定」と、これらの場合以外の場合には「未確定」と記載すること。

# ○愛媛県告示第 712 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所
  - 北条市猿川原字本谷乙211の1
- 2 指定の目的

公衆の保健

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及 び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第 713 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

東予市河之内乙 481 の 1、乙 481 の 2、乙 483 の 1、乙 483 の 2、乙 485 の 1、乙 485 の 2、乙 486 の 1、乙 486 の 2、乙 488、乙 489 の 1、乙 489 の 2、乙 490 の 1、乙 490 の 2、乙 491 の 1 から乙 491 の 3 まで、乙 4 92の 1、乙 492 の 2、乙 493 から乙 495 まで、乙 497、乙 498、乙 499 の 1 から乙 499 の 3 まで、乙 501、乙 5 02

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 河之内乙 499 の 1・乙 499 の 3・乙 502 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、乙 499 の 2、乙 501
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所

東予市黒谷甲 419 の 1 、甲 421 の 1 から甲 421 の 4 まで、甲 428 、甲 524 、乙 1 の 1 、乙 1 の 2 、乙 1 の 6 から乙 1 の16まで、乙 1 の18、乙 1 の19、乙 1 の21、乙 3 の 1 、乙 147 の 1 、乙 148 の 1 、乙 148 の 3 、乙 148 の 5 から乙 148 の 9 まで、乙 148 の11、乙 148 の12、乙 1 48の14、乙 148 の17

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 黒谷甲 428・乙 1 の10・乙 1 の11・乙 3 の 1・乙 148 の14 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限 る。)
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所

東予市黒谷乙 217 の 1 から乙 217 の 3 まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 黒谷乙 217 の 1・乙 217 の 3 (以上 2 筆について 次の図に示す部分に限る。)、乙 217 の 2
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所

周桑郡小松町大字妙口字地蔵谷口乙49の4から乙49の8まで、乙49の86、乙49の94

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字地蔵谷口乙49の4・乙49の5・乙49の86・乙49 の94(以上4筆について次の図に示す部分に限る。 )
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林の所在場所

周桑郡丹原町大字高松乙35の1、乙39の1、乙40の3 、乙43の1、乙43の3、乙43の5、乙44

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字高松乙35の1・乙43の1・乙43の5(以上3 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに東予市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第 714 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第 249 号)第30条の規定により告示する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 北宇和郡日吉村大字父野川上1185の6(次の図に示す部 分に限る。)、1185の7、1187の3
- 2 保安林として指定された目的 士砂の流出の防備
- 3 解除の理由 林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び日吉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第 715 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北条市猿川原字本谷乙 211 の 1 (次の図に示す部分に限 る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び北条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第 716 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限 又は条件
  - (1) ア 免許番号 伊特区第33号
    - イ 免許の内容たるべき事項
      - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび小割 式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 温泉郡中島町大字津和地地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イBの3直線とAB間の最大高 潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれ た区域

基点 A 温泉郡中島町大字津和地流児島黒鼻

B 温泉郡中島町大字津和地流児島護岸 の東端から東へ5メートルの地点に設 置された標識

点ア Aから温泉郡中島町大字津和地行先 松鼻見通し50メートルの点

イ Bから 190 度70メートルの点

- ウ 地元地区 温泉郡中島町大字津和地
- エ 制限又は条件
  - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (2) ア 免許番号 宇特区第380号
  - イ 免許の内容たるべき事項
    - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期				
第1種区画	魚類小割式	1月1日から				
漁業	養殖業	12月31日まで				

- (イ) 漁場の位置 宇和島市蔣渕地先
- 労漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって 囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及び クオの4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 A 宇和島市蔣渕細木運河から海岸線沿 い東へ 130 メートルの標識

- B 宇和島市蔣渕崩の浦鼻
- C 基点Aから海岸線沿い東へ80メート ルの標識
- D 基点 A から海岸線沿い東へ 160 メートルの標識

点ア Bから 167度 200 メートルの点

- イ Bから 167 度 300 メートルの点
- ウ Aから 170 度 230 メートルの点
- エ Aから 170 度 130 メートルの点
- カ Cから 170 度 170 メートルの点
- キ Dから 170 度 200 メートルの点
- ク Dから 170 度 300 メートルの点
- エ Cから 170 度 270 メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市蔣渕

- エ 制限又は条件
- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (3) ア 免許番号 宇特区第 381 号
  - イ 免許の内容たるべき事項
    - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁 業 時 期				
第1種区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで				

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチアの17直線によって囲まれた区域。

基点A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試 験場前の護岸東端角に設置された金属 鋲

点ア Aから 106 度31分03秒 403 メートル の点

- イ Aから 330 度05分14秒 469 メートル の点
- ウ Aから 347 度36分53秒 608 メートル の点
- エ Aから 334 度50分32秒 883 メートル の点
- オ Aから 343 度05分59秒 1,022 メートルの点
- カ Aから 346 度17分32秒 915 メートル の点
- キ Aから 4度13分02秒 1,163 メートル の点
- ク Aから 0度12分45秒 1 249 メートル の点
- ケ Aから 6度26分52秒 1 A02 メートル の点
- コ Aから10度19分56秒 1,326 メートル の点
- サ Aから13度30分51秒 1 #31 メートル の点
- シ A から45度04分44秒 1 ,181 メートル の点
- ス Aから61度00分18秒 959 メートルの 点
- セ Aから72度19分08秒 768 メートルの 点
- ソ Aから56度47分00秒 662 メートルの 点
- タ Aから69度27分26秒 426 メートルの 点
- チ A から83度14分16秒 509 メートルの 点

- ウ 地元地区 宇和島市下波
- エ 制限又は条件
- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) ア 免許番号 宇区第 477 号
  - イ 免許の内容たるべき事項
    - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって 囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鋲

点ア Aから 141 度15分26秒 107 メートル の点

- イ Aから53度27分44秒72メートルの点
- ウ A から54度41分24秒 161 メートルの 占
- エ Aから 117 度29分02秒 165 メートル の点
- ウ 地元地区 宇和島市下波
- エ 制限又は条件
  - (ア) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。
  - (4) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (5) ア 免許番号 宇区第 478 号
  - イ 免許の内容たるべき事項
    - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって 囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波島津隧道西側坑口より 南へ60メートルに設置された金属鋲

点ア Aから 260 度09分25秒 205 メートル の点

- イ Aから 276 度46分41秒 301 メートル の点
- ウ Aから 317 度22分52秒 268 メートル の点
- エ Aから 338 度28分53秒98メートルの 点
- ウ 地元地区 宇和島市下波
- エ 制限又は条件

- (ア) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (4) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (6) ア 免許番号 宇区第 479 号
  - イ 免許の内容たるべき事項
    - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって 囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏碆岩場に設置された 金属鋲

点ア Aから 282 度40分48秒 285 メートル の点

- イ Aから 310 度31分01秒 475 メートル の点
- ウ Aから 329 度39分07秒 412 メートル の点
- エ Aから 312 度05分20秒 170 メートル の点
- ウ 地元地区 宇和島市下波
- エ 制限又は条件
  - (ア) 漁場に設置する筏の台数については、別に定める知事の指示に従わなければならない。
  - (イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 2 免許予定日

平成14年8月1日

3 申請期間

平成14年3月29日から平成14年6月30日まで

4 存続期間

平成14年8月1日から平成16年3月31日まで

# ○愛媛県告示第 717 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域

ア位置

越智郡生名村1276番から同村1425番までの地先公有

水面及び同村1422番2から同村1469番2までの地先公 有水面

#### イ 区域

次の1の地点から32の地点までを順次直線で結んだ線、32の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P+1.85メートル)の陸と公有水面との接する線、33の地点から76の地点までを順次直線で結んだ線並びに76の地点と33の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P+1.85メートル)の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(四等三角点「巌島」)は、北緯34度15分56 .0 59秒、東経 133 度11分25 .767秒の地点

1 の地点は、基点から真北 311 度21分46秒567 29メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北 350 度22分36秒9 25 メートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北 350 度20分39秒1 .46 メートルの地点

4 の地点は、3 の地点から真北 350 度22分35秒7 89 メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北80度22分29秒5.09メ

ートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北 350 度22分28秒4 33 メートルの地点

7 の地点は、6 の地点から真北 356 度25分09秒3 .14 メートルの地点

8 の地点は、7 の地点から真北 260 度22分03秒5 .42 メートルの地点

9 の地点は、8 の地点から真北 350 度22分21秒 33. 57メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北351度13分42秒7.71 メートルの地点

11の地点は、10の地点から真北 352 度56分52秒7 .71 メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北 354 度39分12秒7 .71 メートルの地点

13の地点は、12の地点から真北 356 度22分33秒7 .70 メートルの地点

14の地点は、13の地点から真北 359 度03分20秒7 .71 メートルの地点

15の地点は、14の地点から真北0度41分24秒4.65メ

ートルの地点

16の地点は、15の地点から真北0度41分03秒134メ

ートルの地点

17の地点は、16の地点から真北0度42分11秒1.71メ

ートルの地点

18の地点は、17の地点から真北2度29分14秒7.70メ

ートルの地点

19の地点は、18の地点から真北4度07分20秒7.69メ

ートルの地点

20の地点は、19の地点から真北4度06分31秒250メ

ートルの地点

21の地点は、20の地点から真北 0 度31分39秒5 .00メ

ートルの地点

22の地点は、21の地点から真北 356 度57分20秒1 .62 メートルの地点

23の地点は、22の地点から真北 356 度57分45秒1 34 メートルの地点

24の地点は、23の地点から真北 356 度57分49秒2 .04 メートルの地点

25の地点は、24の地点から真北 353 度24分15秒5 .00 メートルの地点

26の地点は、25の地点から真北 349 度49分57秒5 .00 メートルの地点

27の地点は、26の地点から真北 346 度15分10秒2 50 メートルの地点

28の地点は、27の地点から真北72度06分05秒3 38メ

ートルの地点

29の地点は、28の地点から真北 341 度10分59秒4 .60

メートルの地点

30の地点は、29の地点から真北 341 度47分57秒3 33

メートルの地点

31の地点は、30の地点から真北 252 度06分09秒3 .10

メートルの地点

32の地点は、31の地点から真北 337 度11分53秒2 88

メートルの地点

33の地点は、基点から真北 320 度19分09秒701 80メ

ートルの地点

34の地点は、33の地点から真北322度01分46秒121

メートルの地点

35の地点は、34の地点から真北 329 度49分35秒2 29 メートルの地点

36の地点は、35の地点から真北 326 度37分58秒4 58 メートルの地点

37の地点は、36の地点から真北 323 度22分14秒4 58 メートルの地点

38の地点は、37の地点から真北 320 度09分44秒2 29 メートルの地点

39の地点は、38の地点から真北 319 度48分21秒 48.04メートルの地点

40の地点は、39の地点から真北 321 度47分55秒5 91 メートルの地点

41の地点は、40の地点から真北 325 度11分40秒5 91 メートルの地点

42の地点は、41の地点から真北 328 度34分52秒5 91 メートルの地点

43の地点は、42の地点から真北 331 度58分44秒5 91 メートルの地点

44の地点は、43の地点から真北 335 度21分49秒5 91 メートルの地点

45の地点は、44の地点から真北 338 度45分04秒5 .91 メートルの地点

46の地点は、45の地点から真北 342 度08分50秒5 91 メートルの地点

47の地点は、46の地点から真北 345 度32分44秒5 91 メートルの地点

48の地点は、47の地点から真北348度55分19秒591 メートルの地点

平成14年3月29日

49の地点は、48の地点から真北 350 度12分29秒 34. 22メートルの地点

50の地点は、49の地点から真北 350 度37分32秒 12. 42メートルの地点

51の地点は、50の地点から真北80度38分13秒2.09メ

ートルの地点

52の地点は、51の地点から真北 350 度36分52秒2 33

メートルの地点

53の地点は、52の地点から真北 2 度12分46秒1.74メ

ートルの地点

54の地点は、53の地点から真北 260 度37分49秒2 44 メートルの地点

55の地点は、54の地点から真北350度37分35秒43. 55メートルの地点

56の地点は、55の地点から真北350度56分51秒44. 44メートルの地点

57の地点は、56の地点から真北 350 度42分25秒3.00 メートルの地点

58の地点は、57の地点から真北347度11分23秒6.01 メートルの地点

59の地点は、58の地点から真北 343 度44分58秒6 .01 メートルの地点

60の地点は、59の地点から真北 340 度18分58秒6.01 メートルの地点

61の地点は、60の地点から真北 336 度52分31秒6 .01

メートルの地点 62の地点は、61の地点から真北 333 度25分50秒6 .01

メートルの地点

63の地点は、62の地点から真北 330 度00分11秒6.01 メートルの地点

64の地点は、63の地点から真北 326 度33分50秒6 .01 メートルの地点

65の地点は、64の地点から真北 323 度07分14秒6 .01 メートルの地点

66の地点は、65の地点から真北 319 度41分11秒6 .01 メートルの地点

67の地点は、66の地点から真北 316 度14分52秒6 .01 メートルの地点

68の地点は、67の地点から真北 312 度48分52秒6 .01 メートルの地点

69の地点は、68の地点から真北 309 度16分53秒3 .01 メートルの地点

70の地点は、69の地点から真北37度09分35秒2 57メ ートルの地点

71の地点は、70の地点から真北 301 度16分22秒3.12 メートルの地点

72の地点は、71の地点から真北 306 度56分20秒2 33 メートルの地点

73の地点は、72の地点から真北 217 度10分10秒2 .18 メートルの地点

74の地点は、73の地点から真北 306 度08分57秒2 .15

メートルの地点

75の地点は、74の地点から真北 303 度48分04秒4 29 メートルの地点

76の地点は、75の地点から真北301度26分41秒2.15 メートルの地点

ウ 面積

3 347 .11平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

越智郡生名村1276番から同村1425番までの地先公有 水面及び陸域並びに同村1422番2から同村1471番まで の地先公有水面及び陸域

#### イ 区域

次のアの地点からホの地点までを順次直線で結んだ 線、ホの地点とアの地点を直線で結んだ線、マの地点 からゆの地点までを順次直線で結んだ線及びゆの地点 とマの地点を直線で結んだ線によりそれぞれ囲まれた 区域

基点(四等三角点「巌島」)は、北緯34度15分56.0 59秒、東経 133 度11分25 .767秒の地点

アの地点は、基点から真北 309 度55分53秒568 91メ ートルの地点

イの地点は、アの地点から真北80度22分20秒 36.12 メートルの地点

ウの地点は、イの地点から真北 351 度22分34秒 95. 31メートルの地点

エの地点は、ウの地点から真北 359 度43分28秒 55. 54メートルの地点

オの地点は、エの地点から真北 294 度13分57秒 26. 34メートルの地点

カの地点は、オの地点から真北 240 度50分58秒3 .66 メートルの地点

キの地点は、カの地点から真北 273 度24分31秒1 28 メートルの地点

クの地点は、キの地点から真北 248 度15分41秒 13. 53メートルの地点

ケの地点は、クの地点から真北 158 度08分22秒3 23 メートルの地点

コの地点は、ケの地点から真北 166 度02分22秒3 .67 メートルの地点

サの地点は、コの地点から真北 173 度01分39秒3 35 メートルの地点

シの地点は、サの地点から真北 180 度40分29秒3 .48 メートルの地点

スの地点は、シの地点から真北 183 度50分58秒4 32 メートルの地点

セの地点は、スの地点から真北 187 度20分00秒3 27 メートルの地点

ソの地点は、セの地点から真北 155 度27分25秒0 .43 メートルの地点

タの地点は、ソの地点から真北 171 度53分49秒3 90 メートルの地点

チの地点は、夕の地点から真北 173 度14分37秒 11.

57メートルの地点

ツの地点は、チの地点から真北 183 度39分56秒7.73 メートルの地点

テの地点は、ツの地点から真北 188 度47分39秒3.00 メートルの地点

トの地点は、テの地点から真北 164 度46分59秒0 .79 メートルの地点

ナの地点は、トの地点から真北 189 度22分13秒1.74 メートルの地点

二の地点は、ナの地点から真北 183 度55分41秒 30. 85メートルの地点

ヌの地点は、二の地点から真北 174 度11分42秒6.76 メートルの地点

ネの地点は、ヌの地点から真北 170 度05分56秒3.05 メートルの地点

ノの地点は、ネの地点から真北 168 度33分35秒 17. 83メートルの地点

八の地点は、ノの地点から真北 167 度20分23秒6.10 メートルの地点

ヒの地点は、八の地点から真北 167 度20分41秒 22. 28メートルの地点

フの地点は、ヒの地点から真北 162 度32分07秒7.19 メートルの地点

への地点は、フの地点から真北 142 度07分13秒2.14 メートルの地点

ホの地点は、への地点から真北 157 度54分07秒5 .92 メートルの地点

マの地点は、基点から真北 319 度01分19秒700 35メ ートルの地点

ミの地点は、マの地点から真北58度00分45秒3881 メートルの地点

ムの地点は、ミの地点から真北 322 度57分31秒 79. 98メートルの地点

メの地点は、ムの地点から真北 342 度54分45秒 43. 67メートルの地点

モの地点は、メの地点から真北 350 度37分32秒124. 44メートルの地点

ヤの地点は、モの地点から真北 339 度54分08秒 46. 52メートルの地点

ユの地点は、ヤの地点から真北 319 度20分40秒 47. 93メートルの地点

ヨの地点は、ユの地点から真北 300 度02分10秒 32. 71メートルの地点

ラの地点は、ヨの地点から真北 244 度21分38秒4 24 メートルの地点

リの地点は、ラの地点から真北 171 度21分47秒 15. 44メートルの地点

ルの地点は、リの地点から真北 172 度39分55秒 10. 97メートルの地点

レの地点は、ルの地点から真北 197 度23分30秒 13. 18メートルの地点

口の地点は、レの地点から真北 156 度57分22秒4.77 メートルの地点

ワの地点は、口の地点から真北 163 度07分30秒2 40 メートルの地点

ヲの地点は、ワの地点から真北 167 度23分00秒4 .45

メートルの地点

ンの地点は、ヲの地点から真北 171 度36分39秒3 .44

メートルの地点

あの地点は、ンの地点から真北 169 度19分12秒2.10

メートルの地点

いの地点は、あの地点から真北 163 度42分41秒7 57

メートルの地点

うの地点は、いの地点から真北 154 度35分04秒9.77

メートルの地点

えの地点は、うの地点から真北 128 度40分25秒 11.

67メートルの地点

おの地点は、えの地点から真北 118 度51分30秒7.12

メートルの地点

かの地点は、おの地点から真北 117 度41分10秒7 27

メートルの地点

きの地点は、かの地点から真北 129 度02分40秒4.72

メートルの地点

くの地点は、きの地点から真北 141 度25分03秒4.75

メートルの地点

けの地点は、くの地点から真北 155 度54分06秒3 .98

メートルの地点

この地点は、けの地点から真北 169 度58分48秒4 39

メートルの地点

さの地点は、この地点から真北 176 度59分50秒 11.

32メートルの地点

しの地点は、さの地点から真北 170 度52分41秒 12.

29メートルの地点

すの地点は、しの地点から真北 171 度33分55秒 22.

93メートルの地点

せの地点は、すの地点から真北 169 度45分26秒 44.

31メートルの地点

その地点は、せの地点から真北 170 度03分53秒5 52

メートルの地点

たの地点は、その地点から真北 169 度08分23秒 12.

40メートルの地点

ちの地点は、たの地点から真北 169 度09分44秒 17. 33メートルの地点

つの地点は、ちの地点から真北 169 度12分01秒6.90

メートルの地点

ての地点は、つの地点から真北 168 度09分25秒8 52

メートルの地点

との地点は、ての地点から真北 170 度58分33秒 12.

17メートルの地点

なの地点は、との地点から真北 169 度40分59秒6 36 メートルの地点

にの地点は、なの地点から真北 163 度07分23秒2 .78 メートルの地点

ぬの地点は、にの地点から真北 160 度21分27秒3.74

メートルの地点

ねの地点は、ぬの地点から真北 157 度05分05秒2 .79

メートルの地点

のの地点は、ねの地点から真北 151 度30分34秒2 .60 メートルの地点

はの地点は、のの地点から真北 145 度35分09秒5 35 メートルの地点

ひの地点は、はの地点から真北 143 度31分55秒 28. 61メートルの地点

ふの地点は、ひの地点から真北 142 度42分50秒6 33 メートルの地点

への地点は、ふの地点から真北 145 度17分52秒 18. 31メートルの地点

ほの地点は、への地点から真北 144 度11分58秒5 22 メートルの地点

まの地点は、ほの地点から真北 142 度47分02秒6 .16 メートルの地点

みの地点は、まの地点から真北 137 度17分23秒3 20 メートルの地点

むの地点は、みの地点から真北 141 度41分24秒5 .96 メートルの地点

めの地点は、むの地点から真北 142 度02分35秒5 21 メートルの地点

もの地点は、めの地点から真北 145 度00分48秒1 .79 メートルの地点

やの地点は、もの地点から真北 144 度49分09秒1 .72 メートルの地点

ゆの地点は、やの地点から真北 135 度59分27秒2 .62 メートルの地点

ウ 面積

20 ,982 .64平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 490平方メートル 道路用地 約 2 840平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日 平成14年 3 月20日

# ○愛媛県告示第 718 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

# 愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加 戸 守 行 松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

アー位置

温泉郡中島町大字上怒和乙 590 番 4 地先から同甲 771番地先までの公有水面

イ 区域

次の1点から44点までを順次直線で結んだ線並びに44点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P+1.60メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字上怒和甲677番6地先の県道に設置された金属鋲)は、北緯33度58分32秒、東経132度33分24秒の地点

1 点は、基点から真北 104 度37分00秒 74 33 メート ルの地点

2点は、1点から真北 250 度44分08秒4 83メートル の地点

3 点は、2 点から真北 295 度33分28秒 13 .88 メート ルの地点

4点は、3点から真北292度59分08秒16.83メート ルの地点

5 点は、4 点から真北 284 度45分11秒8 61メートル の地点

6 点は、5 点から真北 274 度59分51秒3 51メートル の地点

7点は、6点から真北 269 度02分52秒3 55メートル の地点

8 点は、7 点から真北 263 度23分27秒3 51メートル の地点

9点は、8点から真北 257 度38分37秒 16 50 メート ルの地点

10点は、9点から真北 254 度14分57秒 14 .01 メートルの地点

11点は、10点から真北 246 度07分45秒7 .11メートル の地点

12点は、11点から真北 154 度03分57秒1 54メートル の地点

13点は、12点から真北 244 度03分57秒6 .00メートル の地点

14点は、13点から真北 334 度03分57秒1 50メートル の地点

15点は、14点から真北 241 度27分02秒6 27メートル の地点

16点は、15点から真北 237 度54分13秒4 85メートル の地点

17点は、16点から真北 236 度06分49秒4 86メートル の地点

18点は、17点から真北 234 度19分23秒4 86メートル の地点

19点は、18点から真北 232 度31分58秒4 86メートル の地点

20点は、19点から真北 230 度45分06秒4 81メートルの地点

21点は、20点から真北 228 度58分45秒4 81メートル の地点

22点は、21点から真北 227 度12分24秒4 81メートル の地点

23点は、22点から真北 225 度26分03秒4 81メートル の地点 24点は、23点から真北 224 度32分55秒 34 .48 メート ルの地点

25点は、24点から真北 223 度28分59秒7 27メートル の地点

26点は、25点から真北 221 度21分08秒7 27メートル の地点

27点は、26点から真北 219 度13分17秒7 27メートル の地点

28点は、27点から真北 217 度05分26秒7 27メートル の地点

29点は、28点から真北 214 度57分35秒7 27メートル の地点

30点は、29点から真北 212 度49分44秒7 27メートル の地点

31点は、30点から真北 210 度41分53秒7 27メートル の地点

32点は、31点から真北 208 度34分02秒7 27メートル の地点

33点は、32点から真北 207 度30分07秒 16 .72 メートルの地点

34点は、33点から真北 117 度30分09秒1 50メートル の地点

35点は、34点から真北 207 度30分09秒6 .00メートル の地点

36点は、35点から真北 297 度30分09秒1 50メートル の地点

37点は、36点から真北 207 度30分07秒 43 50 メートルの地点

38点は、37点から真北 207 度30分07秒 30 50 メート ルの地点

39点は、38点から真北 117 度30分07秒1 50メートルの地点

40点は、39点から真北 207 度30分07秒6 .00メートル の地点

41点は、40点から真北 297 度30分08秒1 50メートル の地点

42点は、41点から真北 207 度30分08秒 22 36 メート ルの地点

43点は、42点から真北 209 度11分22秒4 92メートル の地点

44点は、43点から真北 297 度08分03秒0 .15メートル の地点

# ウ面積

1,054.84平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

#### ア 位置

温泉郡中島町大字上怒和乙 590番4から同甲 771番までの地先公有水面及び陸域

# イ 区域

次の1点から59点までを順次直線で結んだ線及び59 点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字上怒和甲 677 番 6 地先の県 道に設置された金属鋲)は、北緯33度58分32秒、東経 132 度33分24秒の地点

1 点は、基点から真北 101 度21分56秒 86 59 メート ルの地点

2 点は、1 点から真北 198 度26分31秒 25 .94 メート ルの地点

3 点は、2 点から真北 276 度23分02秒 49 51 メート ルの地点

4点は、3点から真北252度23分51秒39.71メート ルの地点

5 点は、4 点から真北 231 度51分19秒 30 .85 メート ルの地点

6 点は、5 点から真北 223 度10分50秒 55 29 メート ルの地点

7 点は、6 点から真北 210 度30分58秒 40 .71 メート ルの地点

8 点は、7 点から真北 207 度33分58秒 89 35 メート ルの地点

9点は、8点から真北226度31分37秒3920メートルの地点

10点は、9点から真北 276 度28分21秒 18 .03 メートルの地点

11点は、10点から真北 290 度46分05秒9 .67メートル の地点

12点は、11点から真北23度05分46秒8 99メートルの 地点

13点は、12点から真北26度31分29秒 11 .05 メートル の地点

14点は、13点から真北27度10分57秒9 29メートルの 地点

15点は、14点から真北27度40分25秒8 54メートルの 地点

16点は、15点から真北27度56分49秒4 .03メートルの 地点

17点は、16点から真北28度11分00秒 14 63 メートル の地点

18点は、17点から真北24度01分33秒3 .69メートルの 地点

19点は、18点から真北27度43分41秒8 .11メートルの 地点

20点は、19点から真北28度34分22秒 13 50 メートル の地点

21点は、20点から真北27度31分20秒 17 52 メートル の地点

22点は、21点から真北17度21分15秒0 98メートルの 地点

23点は、22点から真北26度52分58秒3 94メートルの 地占

24点は、23点から真北30度20分52秒2 .77メートルの 地点

25点は、24点から真北22度35分42秒 13 29 メートル の地点

26点は、25点から真北21度56分52秒6 .08メートルの 地点 27点は、26点から真北22度49分06秒 13 30 メートル の地点

28点は、27点から真北26度24分53秒9.18メートルの 地点

29点は、28点から真北28度09分20秒7 26メートルの 地点

30点は、29点から真北31度41分56秒4.13メートルの地点

31点は、30点から真北33度26分40秒8 .01メートルの 地点

32点は、31点から真北37度56分18秒2 99メートルの 地点

33点は、32点から真北40度20分31秒 11 52 メートル の地点

34点は、33点から真北45度04分48秒 27 .03 メートル の地点

35点は、34点から真北44度33分39秒 12 .41 メートル の地点

36点は、35点から真北44度36分17秒 27 94 メートル の地点

37点は、36点から真北46度31分36秒 12 .73 メートル の地点

38点は、37点から真北53度38分15秒5 26メートルの 地点

39点は、38点から真北54度55分33秒4 84メートルの 地点

40点は、39点から真北56度07分13秒 10 .73 メートル の地点

41点は、40点から真北60度01分19秒6 83メートルの 地点

42点は、41点から真北57度55分36秒3 97メートルの 地点

43点は、42点から真北64度10分45秒4 94メートルの 地点

44点は、43点から真北65度46分49秒6 25メートルの 地点

45点は、44点から真北70度03分00秒8 29メートルの 地点

46点は、45点から真北70度17分59秒 11 .61 メートル の地点

47点は、46点から真北70度54分22秒 19 27 メートル の地点

48点は、47点から真北85度28分55秒3 .02メートルの 地点

49点は、48点から真北86度02分56秒2 34メートルの 地点

50点は、49点から真北 3 度25分05秒2 .62メートルの 地点

51点は、50点から真北98度25分49秒6 90メートルの 地点

52点は、51点から真北 102 度13分37秒7 59メートル の地点

53点は、52点から真北 107 度07分57秒5 .14メートル

の地点

54点は、53点から真北 115 度58分36秒4 .19メートル の地点

55点は、54点から真北 123 度22分49秒9 .13メートル の地点

56点は、55点から真北 204 度30分16秒2 34メートル の地点

57点は、56点から真北 116 度51分42秒 16 .17 メート ルの地点

58点は、57点から真北24度55分35秒2 54メートルの 地占

59点は、58点から真北 109 度59分20秒8 47メートル の地点

ウ 面積

15 257 .05平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,040平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日 平成14年 3 月20日

#### ○愛媛県告示第 719 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

西宇和郡三崎町三崎1848番地先から同4345番地先に 至る公有水面

イ 区域

次の1点から62点までを順次直線で結んだ線並びに62点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+230メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西宇和郡三崎町三崎1848番地先の赤坂第二防 波堤に設置された金属鋲)は、北緯33度23分14秒、東 経132度07分02秒の地点

1 点は、基点から真北 346 度21分00秒 82 .85 メート ルの地点

2 点は、1 点から真北 166 度53分23秒3 97メートル の地点

3 点は、2 点から真北 251 度37分05秒1 37メートル の地点

4点は、3点から真北254度27分38秒359メートル

の地点

5 点は、4 点から真北 256 度31分44秒3 54メートル の地点

6 点は、5 点から真北 258 度40分15秒5 28メートル の地点

7点は、6点から真北260度39分20秒456メートル の地点

8 点は、7 点から真北 261 度40分00秒2 55メートル の地点

9点は、8点から真北261度59分42秒4.85メートルの地点

10点は、9点から真北 261 度13分47秒7 .77メートル の地点

11点は、10点から真北 171 度13分19秒1 52メートル の地点

12点は、11点から真北 261 度14分03秒4 86メートル の地点

13点は、12点から真北 260 度57分20秒2 .77メートル の地点

14点は、13点から真北 350 度43分11秒1 51メートル の地点

15点は、14点から真北 260 度01分28秒7 .67メートル の地点

16点は、15点から真北 258 度49分20秒5 36メートル の地点

17点は、16点から真北 257 度50分57秒5 36メートル の地点

18点は、17点から真北 256 度52分23秒5 35メートル の地点

19点は、18点から真北 256 度03分30秒3 53メートル の地点

20点は、19点から真北 255 度17分19秒4 90メートル の地点

21点は、20点から真北 254 度23分43秒4 90メートル の地点

22点は、21点から真北 253 度30分46秒2 .12メートル の地点

23点は、22点から真北 253 度29分26秒1 97メートル の地点

24点は、23点から真北 253 度30分39秒0 81メートル の地点

25点は、24点から真北 252 度24分28秒7 .07メートル の地点

26点は、25点から真北 251 度13分42秒5 81メートル の地点

27点は、26点から真北 250 度10分04秒5 81メートル の地点

28点は、27点から真北 249 度05分37秒5 80メートル の地点

29点は、28点から真北 247 度56分45秒6 86メートル の地点

30点は、29点から真北 246 度42分06秒6 86メートル の地点 31点は、30点から真北 246 度01分32秒0 98メートル の地点

32点は、31点から真北 245 度20分26秒5 92メートル の地点

33点は、32点から真北 244 度10分57秒6 89メートル の地点

34点は、33点から真北 242 度55分21秒6 90メートル の地点

35点は、34点から真北 242 度17分09秒4 .04メートル の地点

36点は、35点から真北 152 度17分25秒3 .00メートル の地点

37点は、36点から真北 252 度47分51秒1 .65メートル の地点

38点は、37点から真北 152 度17分34秒6 .00メートル の地点

39点は、38点から真北 242 度17分18秒9 23メートル の地点

40点は、39点から真北 238 度17分29秒4 .01メートル の地点

41点は、40点から真北 239 度36分13秒 16 .02 メートルの地点

42点は、41点から真北 241 度03分16秒 20 01 メートルの地点

43点は、42点から真北 241 度05分06秒 10 .00 メートルの地点

44点は、43点から真北 236 度56分01秒 16 .18 メートルの地点

45点は、44点から真北 236 度43分04秒 15 .12 メート ルの地点

46点は、45点から真北 237 度07分33秒5 47メートル の地点

47点は、46点から真北 240 度28分50秒5 .77メートル の地点

48点は、47点から真北 243 度03分29秒3 20メートル の地点

49点は、48点から真北 246 度29分01秒5 .73メートル の地点

50点は、49点から真北 249 度22分16秒5 53メートル の地点

51点は、50点から真北 255 度54分52秒5 .07メートル の地点

52点は、51点から真北 257 度34分56秒4 82メートル の地点

53点は、52点から真北 258 度24分20秒4 58メートル の地点

54点は、53点から真北 258 度49分12秒4 32メートル の地点

55点は、54点から真北 257 度24分13秒3 96メートル の地点

56点は、55点から真北 255 度41分09秒3 50メートル の地点

57点は、56点から真北 246 度48分57秒3 .10メートル

の地点

58点は、57点から真北 239 度46分43秒3 40メートル の地点

59点は、58点から真北 236 度38分55秒2 58メートル の地点

60点は、59点から真北 237 度47分13秒3 01メートル の地点

61点は、60点から真北 237 度46分48秒3 21メートル の地点

62点は、61点から真北 278 度05分51秒 16 39 メートルの地点

#### ウ面積

2,335.69平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

#### ア 位置

西宇和郡三崎町三崎1848番から同4345番に至る間の 地先公有水面及び陸域

# イ 区域

次のあ点からサ点までを順次直線で結んだ線及びサ点とあ点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡三崎町三崎1848番地先の赤坂第二防 波堤に設置された金属鋲)は、北緯33度23分14秒、東 経132度07分02秒の地点

あ点は、基点から真北 348 度03分51秒 93 58 メート ルの地点

い点は、あ点から真北 168 度26分02秒 87 .01 メート ルの地点

う点は、い点から真北 249 度28分23秒296 .05メート ルの地点

え点は、う点から真北 317 度33分04秒 78 90 メートルの地点

お点は、え点から真北46度26分20秒5 97メートルの 地点

か点は、お点から真北38度57分05秒4 29メートルの 地点

き点は、か点から真北43度21分13秒7 .14メートルの 地点

く点は、き点から真北46度29分11秒3 54メートルの 地点

け点は、く点から真北53度36分30秒4 .72メートルの 地点

こ点は、け点から真北52度22分05秒3 53メートルの 地点

さ点は、こ点から真北50度36分56秒2.75メートルの 地点

し点は、さ点から真北 325 度56分10秒 12 .03 メートルの地点

す点は、し点から真北65度39分35秒1.69メートルの 地点

せ点は、す点から真北61度11分21秒4 34メートルの 地点

そ点は、せ点から真北55度34分42秒6 91メートルの 地点 た点は、そ点から真北70度30分25秒6 59メートルの 地点

ち点は、た点から真北79度28分58秒5 98メートルの 地点

つ点は、ち点から真北83度03分12秒5 .78メートルの 地点

て点は、つ点から真北83度31分20秒6 90メートルの 地点

と点は、て点から真北 163 度16分55秒3 .19メートル の地点

な点は、と点から真北 134 度52分47秒1 35メートル の地点

に点は、な点から真北65度12分27秒0 *4*6メートルの 地点

ぬ点は、に点から真北 174 度15分15秒1 46メートル の地点

ね点は、ぬ点から真北84度18分24秒 10 .17 メートル の地点

の点は、ね点から真北86度28分13秒8 *4*3メートルの 地点

は点は、の点から真北69度00分29秒4 .43メートルの 地点

ひ点は、は点から真北69度10分45秒1 37メートルの 地占

ふ点は、ひ点から真北69度32分54秒1 .73メートルの 地点

へ点は、ふ点から真北67度30分08秒5 30メートルの 地点

ほ点は、へ点から真北62度06分46秒5 .66メートルの 地点

ま点は、ほ点から真北 333 度23分48秒0 67メートル の地点

み点は、ま点から真北63度24分23秒 10 .73 メートル の地点

む点は、み点から真北60度41分16秒 16 .11 メートル の地点

め点は、む点から真北59度25分44秒 10 .01 メートル の地点

も点は、め点から真北59度24分47秒0 *8*6メートルの 地点

や点は、も点から真北 154 度07分12秒1 83メートル の地点

ゆ点は、や点から真北 155 度44分58秒2 40メートル の地点

よ点は、ゆ点から真北61度24分25秒 15 .73 メートル の地点

ら点は、よ点から真北62度14分31秒 31 .06 メートル の地点

り点は、ら点から真北65度22分52秒 20 .74 メートル の地点

る点は、り点から真北66度08分41秒 32 .64 メートル の地点

れ点は、る点から真北61度50分10秒8 .85メートルの

地点

ろ点は、れ点から真北66度27分30秒5 46メートルの 地点

わ点は、ろ点から真北74度07分01秒2 39メートルの 地点

を点は、わ点から真北74度18分34秒 11 .43 メートル の地点

ん点は、を点から真北76度18分36秒4 .01メートルの 地点

ア点は、ん点から真北76度15分11秒7.15メートルの 地点

イ点は、ア点から真北79度05分43秒2 80メートルの 地点

ウ点は、イ点から真北87度49分40秒2 90メートルの 地点

エ点は、ウ点から真北81度28分09秒4 *4*5メートルの 地点

オ点は、工点から真北78度34分08秒 10 .10 メートル の地点

カ点は、オ点から真北75度37分30秒 19 .19 メートル の地点

キ点は、カ点から真北75度47分41秒1 97メートルの 地点

ク点は、キ点から真北82度04分14秒2 83メートルの 地点

ケ点は、ク点から真北82度00分38秒5.76メートルの 地点

コ点は、ケ点から真北80度44分16秒6 59メートルの 地点

サ点は、コ点から真北80度04分26秒1 .62メートルの 地点

# ウ 面積

29,291.65平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 1,940平方メートル 道路用地 約 380平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日 平成14年3月20日

# ○愛媛県告示第 720 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武 田 満 幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域

# ア 位置

温泉郡中島町大字神浦2646番2から同3517番1までの地先公有水面

#### イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+355メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属鋲)は、北緯33度56分40秒、東経132度36分22秒の地点

1 点は、基点から真北 132 度25分19秒 56 .08 メート ルの地点

2 点は、1 点から真北26度00分06秒 17 .77 メートル の地点

3 点は、2 点から真北 116 度00分14秒 19 .00 メート ルの地点

4点は、3点から真北205度59分30秒4.47メートル の地点

5 点は、4 点から真北 136 度00分26秒7 .04メートル の地点

6 点は、5 点から真北 224 度11分23秒8 55メートル の地点

7点は、6点から真北221度43分00秒2 41メートル の地点

8 点は、7 点から真北 225 度43分44秒9 .78メートル の地点

9点は、8点から真北324度23分11秒1 41メートル の地点

10点は、9点から真北 253 度32分46秒2 01メートル の地点

# ウ面積

504 26平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

# ア 位置

温泉郡中島町大字神浦2641番から同2649番1までの 地先公有水面及び陸域

# イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線及び10点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属鋲)は、北緯33度56分40秒、東経 132 度 36分22秒の地点

1 点は、基点から真北 141 度48分11秒 30 .07 メート ルの地点

2 点は、1 点から真北26度00分09秒 76 .06 メートル の地点

3 点は、2 点から真北 115 度58分56秒 76 .78 メート ルの地点

4点は、3点から真北218度53分03秒9.65メートル の地点

5 点は、4 点から真北 224 度00分38秒 50 .45 メート ルの地点 6 点は、5 点から真北 225 度13分46秒 37 98 メート ルの地点

7 点は、 6 点から真北 239 度02分21秒 13 .75 メートルの地点

8点は、7点から真北359度37分55秒856メートルの地点

9点は、8点から真北344度36分04秒789メートルの地点

10点は、9点から真北326度04分28秒952メートルの地点

ウ面積

5 589 46平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 4 埋立免許年月日

平成14年3月20日

# ○愛媛県告示第 721 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1

代表者 町長 中元清吉

西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域

ア位置

西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番2から同甲2850番1に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1の地点から6の地点までを順次直線で結んだ線並びに6の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+230メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番6地先の堤に設置された金属鋲)は、北緯36度27分33秒、東経130度54分40秒の地点

1 の地点は、基点から真北36度15分47秒 30 .90 メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北 133 度40分03秒 20.04メートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北 232 度56分17秒5 97 メートルの地点

4 の地点は、3 の地点から真北 142 度56分01秒 65. 52メートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北 232 度56分03秒107. 67メートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北 321 度10分30秒 43. 96メートルの地点 ウ 面積

7,048.13平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1250番から同甲2859 番1に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のAの地点からHの地点までを順次直線で結んだ線及びHの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番6地先の堤に設置された金属鋲)は、北緯36度27分33秒、東経130度54分40秒の地点

Aの地点は、基点から真北27度58分28秒 35 49 メートルの地点

Bの地点は、Aの地点から真北 133 度39分59秒 28. 50メートルの地点

C の地点は、B の地点から真北52度55分59秒 39.60 メートルの地点

Dの地点は、Cの地点から真北 142 度56分03秒142. 76メートルの地点

E の地点は、D の地点から真北 232 度56分02秒162. 50メートルの地点

Fの地点は、Eの地点から真北 322 度56分02秒 77. 55メートルの地点

Gの地点は、Fの地点から真北 232 度56分06秒 30. 00メートルの地点

Hの地点は、Gの地点から真北 322 度56分01秒 38. 29メ-トルの地点

ウ面積

25 309 26平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 4,760平方メ-トル 漁村再開発用地 約 2,290平方メ-トル

4 埋立免許年月日 平成14年3月22日

# ○愛媛県告示第 722 号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する 同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を 次のとおり公示する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種類	位	置	数量及	び	能力
移動式荷役機 械 (トランス ファークレー ン)		買三丁目52	3 基 定格荷動	≣30 £	5トン

# ○愛媛県告示第 723 号

愛媛県管理港湾区域(昭和30年5月愛媛県告示第361号) の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する 平成14年3月29日

東予港及び松山港港湾管理者 愛媛県 代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行 表東予港の項港湾区域の欄及び同表松山港の項同欄中「漁

港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

昭和45年9月愛媛県告示第855号)の一部を次のように改正 し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

三島・川之江港港湾管理者 愛媛県 代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行 三島・川之江港港湾区域の項中「漁港法」を「漁港漁場整 備法」に改める。

# ○愛媛県告示第 724 号

愛媛県が管理する三島、川之江港の港湾区域を定める件(

# ○愛媛県告示第 725 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延長	備考
一般国道	317号	越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲1980番 1 地先から	IΒ	メートル 12.5~32.8	キロメートル 0.144	
		同字甲1970番 2 地先まで	新	15 0~42 0	0 .144	
,,	"	越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲2004番 5 地先から	旧	21 0~37 8	0 .085	
,,	"	同字甲2007番 1 地先まで	新	23 8~39 D	0 .085	
県道	 	越智郡伯方町大字伊方字宮ノ前甲1520番 1 地先から	旧	3 4 ~ 8 2 12 .1 ~ 25 .0	0 .147 0 .182	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		同大字字正着甲662番 2 地先まで	新 12.1~25.0 0.182			
"	"	越智郡伯方町大字伊方字東浜田甲179番 1 地先から		3 5 ~ 23 2 12 0 ~ 64 2	0 .636 0 .673	
"	"	同大字字先峠甲16番 2 地先まで	新	12 D~64 2	0 .673	
"	"	越智郡伯方町大字北浦字掛ノ下乙804番 1 地先から	旧	3 5 ~ 25 D 11 D ~ 33 5	0 <i>4</i> 92 0 534	
"	"	同大字字暮坪甲2723番地先まで	新	11 D~33 5	0 534	
,,	"	越智郡伯方町大字北浦字周田甲190番 2 地先から	旧	14 4~26 8	0 .112	
"	"	同大字字竹田乙157番 1 地先まで	新	12 .6 ~ 21 .3	0 .112	
"	"	越智郡伯方町大字北浦字竹田甲340番 1 地先から	旧	6 8~12 .7	0 .025	
"	"	同字甲341番 4 地先まで	新	12 .1 ~ 12 .7	0 .025	
"	玉川菊間線	越智郡菊間町松尾1233番地先から	旧	5 5~14 4	0 .177	
"	工/川州 町林	同町松尾1248番1地先まで	新	10 .1 ~ 27 .6	0 .159	

# ○愛媛県告示第 726 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		317号		越智郡伯方	町大字有津	字瀬ノ上甲	1980番 1 地	先から			平成14年 3 月29日
		21/5		同字甲1970	番 2 地先ま	で					十成144 3 月29日

	ıı ıı		越智郡伯方町大字有津字瀬ノ上甲2004番 5 地先から 同字甲2007番 1 地先まで	"
県	道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字北浦字竹田甲340番 1 地先から 同字甲341番 4 地先まで	n
	II .	玉川菊間線	越智郡菊間町松尾1233番地先から 同町松尾1248番 1 地先まで	"

# ○愛媛県告示第 727 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県道	F	串中山約	泉	伊予郡中山	町大字中山	戌599番 3					平成14年 3 月29日

# ○愛媛県告示第 728 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成14年 3 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
	県 道 池田中山線		喜多郡内子町大瀬中央4342番から	喜多郡内子町大瀬中央4342番から				
			同町大瀬中央4347番まで			9 5~10 3	0 .038	

# ○愛媛県告示第 729 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	池	田中山	線	喜多郡内子							平成14年 3 月29日

# ○愛媛県告示第 730 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成14年 3 月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
松局伊土検(開)第39号 平成14年3月12日	伊予郡砥部町原町118番 4	松山市西石井六丁目 1 番39号 山 本 剛 司

西局建(開)第27号 平成14年 3 月15日	西条市禎瑞字八幡弐番1495番 2 、1496番 2 、1501番 2 及び1502番 2	西条市禎瑞1488番地の 1 安 藤 時 雄
西局建(開)第28号 平成14年3月18日	西条市朔日市秋吉627番11	西条市新田283番地の1 髙 橋 和 良

# ○愛媛県告示第 731 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定 に基づき、松山広域都市計画下水道事業川内町公共下水道( 川内町施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成8年1月9日から平成20年3月31日まで

- 2 事業地
  - (1) 収用の部分

愛媛県温泉郡川内町大字吉久地内

(2) 使用の部分

愛媛県温泉郡川内町大字吉久地先から大字吉久までの 区域内

# ○愛媛県告示第 732 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定 に基づき、広見都市計画公園事業5・5・1号鬼北総合公園 (宇和島地区広域事務組合施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成元年7月14日から平成16年3月31日まで

- 2 事業地
  - (1) 収用の部分 北宇和郡広見町大字永野市地内
  - (2) 使用の部分 北宇和郡広見町大字永野市地内

# ○愛媛県告示第 733 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字中須賀 384 番及び 384 番地先水 8

- 2 申請人の住所氏名 松山市久万ノ台乙 251 番地13 新日本ハウス株式会社 代表取締役 上甲 修三
- 3 図面省略

# ○愛媛県告示第 734 号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築 住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏名の日	3又I 氏名	は代表者	免許番号	免許年月日
愛苑都市開発株 式会社	大	西	ゆかり	愛媛県知事 <sup>(4)</sup> 第3613号	平成10年10月27日

# 公 告

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	申請年月日特定非営利活動法人の名称		主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 3 月18日	特定非営利活動法人愛ネット	井 下 智 子	新居浜市横水町14番13号	この法人は、乳幼児から高齢者に至る全ての生活者に対してそれぞれが持て変しての生活者に対してきたと活づなりなりないまで、というでは、いきいきと、人が、環境としてでき援として、スポーツ等の活動をを経った。というでは、スポーツ等の活動をで投表が、生活環境では、スポーツを高にし地域というでは、というでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の

# 教育委員会規則

#### ○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県立図書館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

# 愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

# 愛媛県立図書館管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「とともに館長が」を「とともに、館長が」に改め、同項第2号中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「又は中学校」を「、中学校又は 中等教育学校の前期課程」に改め、「高等学校」の下に「 、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第2 1の表中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

別表第2 2の表中「(中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加え、「及び中学校」を「並びに中学校及び中等教育学校の前期課程」に改める。

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第2 1の表中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「高等学校」の下に「、中等教育 学校の後期課程」を加える。

別表中「第14条」を「第13条」に改める。

別表1の表中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の 後期課程」を加え、「の生徒及び」を「及び中等教育学校 の前期課程の生徒並びに」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

# 愛媛県生涯学習センター管理規則の一部を改正する規 則

愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午後10時」を「午後5時」に改め、同条第2項中「センターの施設のうち、相談室、図書室及び県民メモリアルホールの使用時間」を「別表第1に掲げる施設並びに別表第2に掲げる附属設備及び備品」に、「午後5時までとする」を「午後10時まで使用することができる」に改め、同条第3項中「前2項に規定する開館時間」を「第1項の開館時間及び前項の使用時間」に改める。

別表第1及び別表第2中「第12条」を「第5条、第12条」 に改める。

# 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県県立学校管理規則及び愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

- 111, - 1, 111 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

平成14年3月29日

# 愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

# 愛媛県県立学校管理規則及び愛媛県教育職員の免許に 関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県県立学校管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「助産婦」を「助産師」に改める。

(愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛 県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表第8表中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

# 教育委員会告示

## ○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第 25条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることが できる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施 行する。

平成14年3月29日

# 愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

口頭による開え	示請求をすることがで	口頭による開示請	口頭による開示
きる個人情報の	D内容	求をすることがで	請求をすること
試験等の名称	開示する内容	きる期間	ができる場所
愛媛県公立学	筆記試験の項目別得	合格発表の日から	教育委員会事務
校教員採用選	点(一般教養及び教	1月間	局指導部義務教
考試験	職専門科目にあって		育課又は高校教
	は、それぞれの得点		育課

	)、面接試験の得点		
	、学業成績等の得点		
	及び総合得点並びに		
	総合ランク		
愛媛県県立学	筆記試験、作文試験	合格発表の日から	教育委員会事務
校実習助手・	及び面接試験の得点	1月間	局指導部高校教
寄宿舎指導員	並びに総合得点		育課
採用選考試験			
愛媛県県立高	教科別得点及び合計	合格発表の日から	出願先の県立高
等学校一般入	得点	1月間	等学校
学者選抜に係			
る学力検査			
愛媛県県立特	教科別得点及び合計	合格発表の日から	出願先の県立特
殊学校高等部	得点	1月間	殊学校
入学者選抜に			
係る学力検査			

# 人事委員会規則

# ○愛媛県人事委員会規則 6 - 160

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正 する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

# 公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を 改正する規則

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。 別表中「財団法人愛媛県農業開発公社」を「財団法人え ひめ農林漁業担い手育成公社」に改める。

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-0)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第4号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第5条の2第2項中「派遣条例」を「外国派遣条例第2 条第1項の規定若しくは公益法人等派遣条例」に改める。

第18条中「又は通勤(」を「若しくは」に改め、「をいう。以下同じ。)」を削り、「派遣条例に定める」を「外国派遣条例第3条第1項に規定する」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同法第2条第2項及び第3項に規定する」を、「含む。)」の下に「又は公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人(公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県 人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

第11条の2中「又は通勤(」を「若しくは」に改め、「をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「)に定める」を「)第3条第1項に規定する」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同法第2条第2項及び第3項に規定する」を、「疾病を含む。)」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは同条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人(同条例第10条に規定する退職派遣者の在職する特定法人(同条例第10条に規定する場際活しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県 人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「勤務する者」の下に「、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)」を加える。

第8条の2第1号中「の規定の適用を受けた職員及び第17条第1号又は第2号に該当し、同条」を「及び第17条の規定の適用を受けた職員並びに公益法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159。以下「公益法人等派遣規則」という。)第8条」に改める。

第21条第1項中「に定める」を「第3条第1項に規定する」に、「派遣職員」」を「外国派遣職員」」に改める。 第24条第2項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、 「受けた職員」の下に「又は公益法人等派遣規則第8条の 規定の適用を受けた職員」を加える。

第26条第5項中「又は第43条」を「若しくは第43条又は 公益法人等派遣規則第5条若しくは第8条第2項」に改め る。

第31条第2号オ及びカ中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同号に次のように加える。

- キ 公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣 職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)の派 遣又は退職派遣者の特定法人(公益法人等派遣条例 第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。)に おける在職
- ク 公益法人等派遣職員の派遣先団体(公益法人等派 遺条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体を いう。以下同じ。)の業務上の負傷若しくは疾病又 は退職派遣者の在職する特定法人の業務上の負傷若 しくは疾病により、承認を得て勤務しない場合

第31条第5号を次のように改める。

(5) 外国派遣職員

第31条第5号の2の次に次の1号を加える。

(5)の3 公益法人等派遣職員

第33条第7号中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の在職する特定法人の業務」を加える

第34条の2第2項中「又は第43条」を「若しくは第43条 又は公益法人等派遣規則第5条若しくは第8条第2項」に 改める。

第36条の2第1項及び第3項並びに第37条(見出しを含む。)中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改める。

別表第32休職等の期間の欄中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同表備考第2項中「派遣職員」を「外国派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び退職派遣者」に、「派遣先の業務」を「外国派遣職員の派遣先の業務並びに公益法人等派遣職員の派遣先団体及び退職派遣者の在職する特定法人の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)」に改める。

(教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事 委員会規則7-60)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「派遣条例」を「外国派遣条例」 に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1 号を加える。

(6) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第2条第2項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「大学院修学休業をし」の下に「、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され」を加える。

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事 委員会規則7-65)の一部を次のように改正する。

第17条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13 年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する 職員派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への 一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年 法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職 員のうち、条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げ る職員で、当該復帰又は採用の直前の住居 (当該復帰 又は採用の日以後に転居する場合において、特急列車 等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの 当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認 める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等で その利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情 の改善に相当程度資するものであると認められるもの を利用し、その利用に係る特別料金等を負担すること を常例とするもの(当該復帰又は採用の直前の勤務地 と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつ

たことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特急列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正 、

第7条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛 県人事委員会規則7 - 204)の一部を次のように改正する

第2条第7号中「に定める」を「第3条第1項に規定する」に、「派遣職員」」を「外国派遣職員」」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員

第3条第2号に次のように加える。

カ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立 行政法人をいう。以下同じ。)の職員のうち人事委員会の定める者

第3条第3号中工をオとし、ウを工とし、イの次に次のように加える。

ウ 特定独立行政法人の職員(前号力に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定める者

第3条第3号に次のように加える。

カ 退職派遣者(公益法人等派遣条例第12条第1号に 規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)(人事委 員会が定めるものに限る。)

第5条の2及び第5条の4第1項中「及び派遣職員」を「、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入す 3.

- (1) 基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内。次号において同じ。)の期間において、次に掲げる者が職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
  - ア 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の適用を受ける職員
  - イ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 の適用を受ける職員
  - ウ 教育長
  - エ 特別職に属する職員(非常勤である者を除く。)
  - オ 特定独立行政法人の職員のうち人事委員会の定める者
- (2) 基準日以前3箇月以内の期間において、次に掲げる 者が引き続き職員給与条例又は教育職員給与条例の適 用を受ける職員となつた場合は、その期間内において

それらの者として在職した期間

- ア 一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員
- イ 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
- ウ 特定独立行政法人の職員(前号オに掲げる者を除 く。)のうち人事委員会の定める者
- エ 公庫、公団等の職員
- オ 他の地方公共団体の職員(人事委員会の定めるものに限る。)

カ 退職派遣者(人事委員会の定めるものに限る。) 第7条の2第2項中「前条第1項各号」を「前条第1項 第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからカま で」に改める。

第8条第3号を次のように改める。

(3) 外国派遣職員

第8条に次の1号を加える。

(6) 公益法人等派遣職員

第12条第2項第5号中「又は通勤(」を「若しくは」に 改め、「をいう。以下この号において同じ。)」を削り、 「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務上の負傷 若しくは疾病又は」の下に「同法第2条第2項及び第3項 に規定する」を、「含む。)」の下に「又は公益法人等派 遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第2条第3項第 1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務 上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補 償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する 通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

第13条第1項中「同条」を「同項第1号」に、「以内)」を「以内。次号において同じ。)の期間」とあり、及び同項第2号中「基準日以前3箇月以内」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第8条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規 則7-368)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 条例第11条の3第2項の同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定により職員として採用され、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの
  - (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定によ

り職員として採用され、当該公署に在勤することとなったことに伴なって住居を移転したもの

第5条第3項第1号中「なつて特地公署又は」を「なつて特地公署若しくは」に改め、「移転した職員」の下に「又は前項第1号に規定する職員」を、「日」の下に「又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日」を加え、同項第3号中「前項」を「前項第2号」に改め、「なつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日」を加える。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第9条 住居手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-459)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「同項第2号」を「同項第3号」に、「、 当該適用」を「当該適用、公益法人等への職員の派遣等に 関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第 1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益 法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平 成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された 職員にあつては当該復帰又は採用」に改める。

第5条の3中「同項第2号」を「同項第3号」に改める

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第10条 単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 763)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第7号を第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に改め、「から」の下に「人事交流等により」を加え、「なり、これ」を「なったこと又は復帰等」に改め、「「適用」の下に「又は復帰等」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により職員として採用されたこと(以下「復帰等」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

別記様式記入上の注意第8項中「職員」の下に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用された職員」を加え、「「適用」を「それぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「採用」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正

する規則の一部改正)

第11条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を 改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-946)の一部を 次のように改正する。

附則第4項中「勤務する者」の下に「、公益法人等への 職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号) 第12条第1号に規定する退職派遣者」を加える。

(特例一時金に関する規則の一部改正)

第12条 特例一時金に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 955)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「に定める」を「第3条第1項に規定す る」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13 年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職 員のうち、給与の支給を受けていない職員

第3条中「第4号」の下に「及び第7号」を加える。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改 正)

第13条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛 媛県人事委員会規則12 - 1 )の一部を次のように改正する

第10条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下 に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13年愛媛県条例第47号)第12条第1項に規定する退職派遣 者であつた者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規 定により職員として採用された場合」を加える。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の 一部改正)

第14条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規 則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改 正する。

第10条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下 に「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13年愛媛県条例第47号)第12条第1項に規定する退職派遣 者であつた者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規 定により職員として採用された場合」を加える。

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県人事委員会規則7 - 957

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正す る規則を次のように定める。

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.-

平成14年 3 月29日

# 愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

# 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改 正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委 員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

第1条中「第64条の2」の下に「、第64条の4」を加える

第21条第1項中「12,800円」を「13,300円」に改める。 第30条第1項中「15,000円」を「15,300円」に改める。 第34条の5中「第64条の2」を「第64条の4」に改め、同 条を第34条の6とし、第34条の4の次に次の1条を加える。 (特殊自動車運転作業手当)

- 第34条の5 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める 農業大学校等」とは、農業大学校、農業試験場、果樹試験 場、畜産試験場及び林業技術センターをいう。
- 2 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める特殊自動 車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号 )第2条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 3 条例第64条の3に定める手当の額は、作業に従事した日 1日につき 290円とする。

様式第1号備考5に次の1号を加える。

(17) 特殊自動車運転作業手当

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県人事委員会規則12 - 45

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則を 次のように定める。

平成14年 3 月29日

# 愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

# 職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会 規則12 33)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」 に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業計画書)

第1条の2 条例第3条第3号に規定する育児休業計画書 の様式は、育児休業計画書(様式第1号)とする。

第2条中「様式第1号」を「様式第2号」に改める。

第4条第1項第4号中「第5条に規定する」を「第5条 第1号に掲げる」に、同条第2項中「様式第2号」を「様 式第3号」に改める。

第4条の2中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1 項」に改め、同条第1号中「地方公務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に 改め、同条を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加 える。

(任期付職員の採用及び任期の更新)

- 第4条の2 任命権者は、地方公務員の育児休業等に関す る法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」と いう。)第6条第1項の規定により職員を採用しようと する場合は、職員となる者に、任期を定めて採用される こと及びその任期について承諾した文書を提出させるも のとする。
- 2 任命権者は、条例第5条の2の規定により職員の同意 を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及び その更新する期間について承諾した文書を提出させるも

のとする。

第5条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号中「第2条」の下に「、様式第1号」を加え、同様式注4中「1歳」を「3歳」に、「日等」を「日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

# 様式第1号(第1条の2関係) 育児休業計画書

任 命 権		見休業計画	書	年	月 日
IT HIJ TE		提出	所 者 職 名 氏 名		
請求に係る子	氏 名				
	生年月日	年 月	日		
請求者の育児	育 児 休 業請 求 期 間	年 月	日から	年 月	日まで
休業計画	再度の育児休業 請 求 予 定 期 間	年月	日から	年 月	日まで
	配偶者の氏名				
配偶者の養育	養育予定期間	年月	日から	年 月	日まで
計画	子を養育するため に利用する制度等	育児休業 その他(	育児休業 )	以外の休	業・休暇
備	考				

- 注 1 育児休業計画書は、育児休業承認請求書(様式第 2 号)と同時 に(記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく)提出す ること。
  - 2 記載事項に変更が生じた場合にあっては、変更する箇所のみ記 入すること。
  - 3 子の出産前に提出する場合にあっては、請求に係る子の欄は、 当該子の出産後速やかに記入すること。
  - 4 育児休業請求期間の欄は、育児休業承認請求書に記載した請求 期間を記入すること。

  - 6 のある欄は、該当のものに√印を付けること。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 1)の一部を次のように改正する

第1条の3第2項の表期間の欄中「90日」を「180日」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「90日」を「180日」に改め、同条第5項第3号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改め、同項第4号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改める。

第4条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「より採用された職員」の下に「(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

第4条の3を第4条の5とし、第4条の2中「前条」を「前2条」に改め、同条を第4条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

第4条の4 年の中途において1週間当たりの勤務日又は 勤務時間の変更があつた場合における再任用職員の条例 第8条の2並びに第1条の3第1項の表(22)の項及び(20)の 項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表に規定す る無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤 務時間等を考慮し人事委員会が定める。

第4条の次に次の1条を加える。

- 第4条の2 年の中途において任期が満了することにより 退職することとなる職員のその年における年次休暇は、 条例第5条第1項の日数に、在職する期間の月数(1箇 月に満たない月は、切り上げる。)を12で除した数を乗 じた日数(その日数が労働基準法第39条の規定により付 与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条 の規定により付与すべきものとされている日数)とする 。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その 端数は、四捨五入とする。
- 2 前項における年次休暇の日数計算は、次の算式による

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、人事委員会が定める日数とする。

第12条の2第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える

(4) 請求に係る子と同居する者であること。 第12条の2第2項を削る。

第12条の4第1項第2号中「より」の下に「当該請求を した」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした 職員」に改め、同項第4号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で 当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態と して当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」 に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の5中「前2条」の下に「(前条第1項第4号を除く。)」を、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削る。

第12条の6第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第12条の6第2項を削る。

第12条の8第1項第2号中「より」の下に「当該請求をした」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「に係る子を常態として」を「をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の9中「前条第2項各号」を「前条第1項第4号及び第2項各号」に改め、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削り、「次の」の下に「各号」を加え、「前項」を「前項第1号から第3号まで」に改める

第12条の10第1項を削り、同条第2項中「同項の請求に係る期間が、時間外勤務制限開始日から起算して1年である場合にあつては360時間と、1年に満たない期間である場合にあつては30時間に当該請求に係る月数を乗じて得た時間」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同項を同条とする。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の 一部改正)

第3条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 4)の一部を次のように改正する

第2条の3第2項の表期間の欄中「90日」を「180日」に、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「90日」を「180日」に改め、同条第5項第3号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改め、同項第4号中「90日」を「180日」に、「720時間」を「1440時間」に改める。

第3条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「この項において」を削り、「いう。)」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)」を、「に再任用職員」の下

に「又は任期付職員」を加え、同条第4項中「前2項」を 「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の 次に次の1項を加える。

4 年の中途において任期が満了することにより退職することとなる職員のその年における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 年の中途において1週間当たりの勤務日又は 勤務時間の変更があつた場合における再任用職員の条例 第9条の2並びに第2条の3第1項の表(11)の項及び(19)の 項に規定する有給休暇の日数、同条第2項の表に規定す る無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤 務時間等を考慮し人事委員会が定める。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、 人事委員会が定める日数とする。

第12条の2第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える

(4) 請求に係る子と同居する者であること。 第12条の2第2項を削る。

第12条の4第1項第2号中「より」の下に「当該請求をした」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の5中「前2条」の下に「(前条第1項第4号を除く。)」を、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削る。

第12条の6第1項中「ものは、同項の請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同項に次の1号を加える

(4) 請求に係る子と同居する者であること。 第12条の6第2項を削る。

第12条の8第1項第2号中「より」の下に「当該請求を した」を加え、同項第3号中「職員」を「当該請求をした 職員」に改め、同項第4号中「に係る子を常態として」を 「をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改める。

第12条の9中「前条第2項各号」を「前条第1項第4号及び第2項各号」に改め、「より」及び「要介護者と」の下に「当該請求をした」を加え、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第1項」とあるのは「第2項において準用する同条第1項」と」を削り、「次の」の下に「各号」を加え、「前項」を「前項第1号から第3号まで」に改める

第12条の10第1項を削り、同条第2項中「同項の請求に係る期間が、時間外勤務制限開始日から起算して1年である場合にあつては360時間と、1年に満たない期間である場合にあつては30時間に当該請求に係る月数を乗じて得た時間」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同項を同条とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正 )

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛 県人事委員会規則7 204)の一部を次のように改正する

第2条第6号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第 1項」に改める。

第8条第4号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第 2項」に改める。

# 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改
- (職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成14年1月1日から同年3月31日までの間に無給休暇を与えられたことのある職員(この規則の施行の際現に無給休暇を与えられている職員を除く。)に対する第2条の規定による改正後の職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の職員休日等規則」という。)第6条第3項本文の規定の適用については、当該与えられた無給休暇は、既に与えられた無給休暇に該当しないものとみなす。
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の第 2条の規定による改正前の職員の休日、休暇及び勤務時間 等に関する規則第1条の3第4項の規定による無給休暇の 期間の延長は、この規則の施行の際現に職員が当該無給休 暇を与えられている場合に限り、改正後の職員休日等規則 第1条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長に該 当しないものとみなす。
- (教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の 一部改正に伴う経過措置)
- 4 平成14年1月1日から同年3月31日までの間に無給休暇を与えられたことのある職員(この規則の施行の際現に無給休暇を与えられている職員を除く。)に対する第3条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(以下「改正後の教育職員休日等規則」と

いう。)第6条第3項本文の規定の適用については、当該 与えられた無給休暇は、既に与えられた無給休暇に該当し ないものとみなす。

5 施行日前の第3条の規定による改正前の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第2条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長は、この規則の施行の際現に職員が当該無給休暇を与えられている場合に限り、改正後の教育職員休日等規則第2条の3第4項の規定による無給休暇の期間の延長に該当しないものとみなす。

#### ○愛媛県人事委員会規則13 - 135

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月29日

# 愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

# 公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改 正する規則

公務災害補償の審査の申立てに関する規則(愛媛県人事委員会規則13 3)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

# 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償の審査の請求に関する規則

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第45条第2項及び公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に、「校医公災法」を「法」に、「第8条第1項」を「第5条第1項」に、「基き、」を「基づき、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の」に、「、その他」を「その他」に、「申立て」を「請求」に改める。

第2条中「申立て」を「請求」に、「申立人」を「請求人」に改める。

第3条の見出し中「申立て」を「請求」に改め、同条第1項中「、その他」を「その他」に改め、「第45条第2項又は校医公災法第8条第1項」を「第5条第1項」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第2項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「次の各号」を「、次」に、「申立人」を「請求人」に、「共に」を「ともに」に改め、同項第1号中「職員(地方公共団体の設置する学校の非常勤の学校医を含む。以下同じ。)」を「学校医等」に改め、「並びに所属地方公共団体」を削り、同項第2号中「申立人」を「請求人」に、「職員」を「学校医等」に改め、同項第4号及び第6号中「申立て」を「請求」に改め、同項第4号及び第6号中「申立て」を「請求」に改め、同系第3項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「申立人」を「請求人」に、「つど」を「都度」に、「速に」を「速やかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第4条の見出し中「審査申立書」を「審査請求書」に改め、同条第1項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第2項中「審査申立書」を「審査請求書」に、「申立人」を「請求人」に、「但し」を「ただし、」に改め、同条第3項中「申立人」を「請求人」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第4項中「申立て」を「

請求」に、「申立人」を「請求人」に改める。 第5条中「申立人」を「請求人」に改める。

第6条の見出しを「(請求の取下げ)」に改め、同条中「 申立人」を「請求人」に、「何時でも申立て」を「いつでも 請求」に、「取下げる」を「取り下げる」に改める。

第7条の見出し中「打切」を「打切り」に改め、同条中「申立人」を「請求人」に、「審査を打切る」を「、審査を打 ち切る」に改める。

第8条中「速に」を「速やかに」に、「申立人」を「請求人」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものに係る審査の請求について適用し、その他の補償に係る審査の請求については、なお従前の例による。

# 人事委員会告示

## ○愛媛県人事委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第 25条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることが できる個人情報を次のとおり定め、平成14年4月1日から施 行する。

平成14年3月29日

#### 愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

口頭による開え	示請求をすることがで	口頭による開示請	口頭による開示
きる個人情報の	D内容	求をすることがで	請求をすること
試験の名称	開示する内容	きる期間	ができる場所
職員採用候補	総合得点及び総合順	第1次試験及び第	人事委員会事務
者(初級)試	位(第1次試験につ	2次試験のそれぞ	局
験	いては、不合格者に	れの合格発表の日	
	係るものに限る。)	から1月間	
職員採用候補	総合得点及び総合順	第1次試験及び第	人事委員会事務
者(上級)試	位(第1次試験につ	2次試験のそれぞ	局
験	いては、不合格者に	れの合格発表の日	
	係るものに限る。)	から1月間	
少年補導職員	総合得点及び総合順	第1次試験及び第	人事委員会事務
採用候補者試	位(第1次試験につ	2次試験のそれぞ	局
験	いては、不合格者に	れの合格発表の日	
	係るものに限る。)	から1月間	
職員採用候補	総合得点及び総合順	第1次試験及び第	人事委員会事務
者(資格免許	位(第1次試験につ	2次試験のそれぞ	局
職)試験	いては、不合格者に	れの合格発表の日	
	係るものに限る。)	から1月間	
警察官(高校	愛媛県警察官を志望	第1次試験及び第	人事委員会事務
卒程度)採用	した者に係る試験の	2次試験のそれぞ	局
候補者試験	総合得点及び総合順	れの合格発表の日	
	位(第1次試験につ	から1月間	
	いては、不合格者に		
	係るものに限る。)		
警察官 (大学	愛媛県警察官を志望	第1次試験及び第	人事委員会事務
卒)採用候補	した者に係る試験の	2 次試験のそれぞ	局
者試験	総合得点及び総合順	れの合格発表の日	
	位(第1次試験につ	から 1 月間	

いては、不合格者に 係るものに限る。)

# ○愛媛県人事委員会告示第2号

へき地等学校の指定(平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

# 愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

1(1)の表越智郡の項学校名の欄中「関前村立大下小学校」を削り、同表上浮穴郡の項中「<u>美川村立二箆小学校」3級</u>」」を削り、同項同欄中「美川村立黒藤川小学校」を削り、「美川村立美川南小学校」を「美川村立美川小学校」に改め、同表北宇和郡の項中「<u>日吉村立富母里小学校」3級</u>」を削る。

1(2)の表温泉郡の項学校名の欄中「中島町立睦月中学校」 を「中島町立中島中学校睦月分校」に改める。

2(1)の表上浮穴郡の項学校名の欄中「美川村立美川西小学校」を削る。

# 公営企業管理規程

# ○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「職員の配偶者で当該子の親であるものが」に、「該当するもののない」を「該当しない場合における当該」に改め、「、深夜」の下に「(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第5条の2第2項中「常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「職員の配偶者で当該子の親であるものが」に、「該当するもののない」を「該当しない場合における当該」に、「別に定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間(職員が、勤務の制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間(月を単位とする期間に限る。)について請求した場合にあつては、当該別に定める日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において30時間に当該請求に係る月数を乗じて得た時間)」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 請求に係る子と同居する者であること。

第5条の2第3項中「前2項の」を「前2項(第1項各号及び前項各号を除く。)の」に、「前2項中「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該子の」とあるのは「当該要介護者の」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。)」とあるのは「要介護者を介護する」と、「子を養育する」とあるのは「をいう。」と、前項の配偶者で当該子の親であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」に改める。

第13条の2第1項中「1歳」を「3歳」に改める。

#### 附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

# ○愛媛県公営企業管理規程第4号

公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程 を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

# 公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理 規程

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第1項の規定により派遣される企業職員に支給する給与に関しては、同条例第4条に規定する派遣職員の例による。

# 附則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理 規程を次のように定める。

平成14年3月29日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

# 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する 管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(管理職手当の特例)

4 第5条の規定により管理職手当を支給される職員(給料月額の100分の20以上の管理職手当を支給される職員に限る。)の管理職手当の月額は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基 礎となる管理職手当の月額は、同条の規定による額とする

# 附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### 雑 報

#### 〇公 告

#### 環境影響評価書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第 21条の規定により、次の対象事業について環境影響評価書を 作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告 します。

平成14年3月29日

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 福 島 孝 一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 住友金属鉱山株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 福島孝一
- (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋五丁目11番3
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 住友金属鉱山株式会社東予工場硫酸設備増強計 画
  - (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業
  - (3) 規模 排出水量 246,100㎡/日増加
- 3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県西条市船屋字新地乙 145 番地 1
- 4 関係地域の範囲

愛媛県西条市及び新居浜市

- 5 環境影響評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所 愛媛県庁、新居浜市役所及び西条市役所
  - (2) 縦覧期間 平成14年3月29日から4月28日まで
  - (3) 縦覧時間 9時から17時まで

# ○愛媛海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

- 1 指示の内容
- (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
- (2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上 とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければなら ない。
- 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までとする。

# ○愛媛海区漁業調整委員会指示第56号

愛媛県宇和海におけるかご漁業(つつ、つぼ漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会 会長 佐々木 護

#### (操業の制限)

1 当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、 使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁 業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けな ければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会 に届出したものは、この限りではない。

# (承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

#### (操業区域)

- 3 操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。 (承認の備え付け等の義務)
- 4 承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

#### (指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、平成14年4月1日から平成16年 3月31日までとする。